



# 就労継続支援A型の現状や期待すること

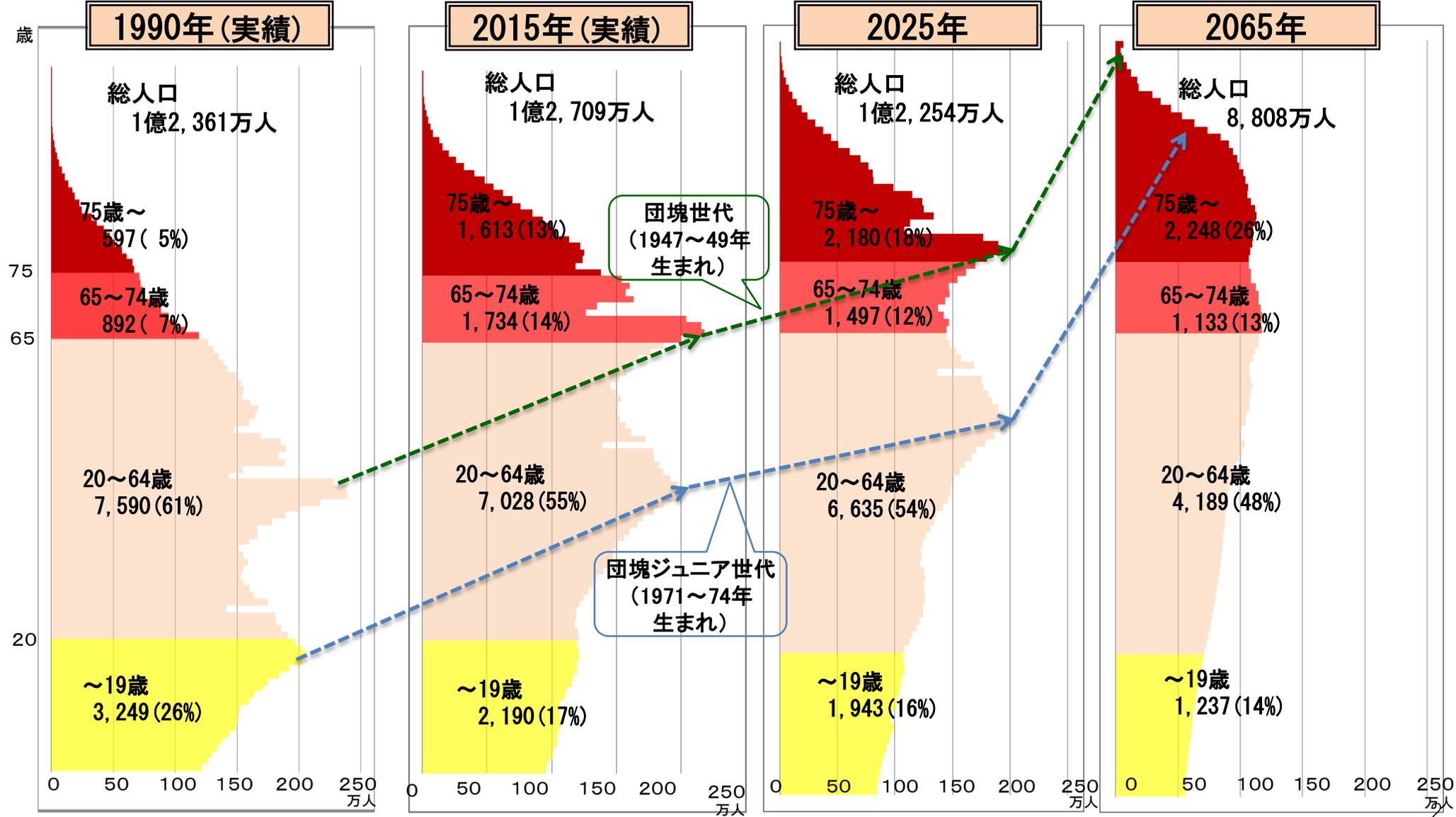
平成30年6月23日(土)

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課  
就労支援係長 服部 剛

# I 障害保健福祉施策を取り巻く状況

# 日本の人口ピラミッドの変化

○団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となる。  
 ○2065年には、人口は8,808万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約38%となる。



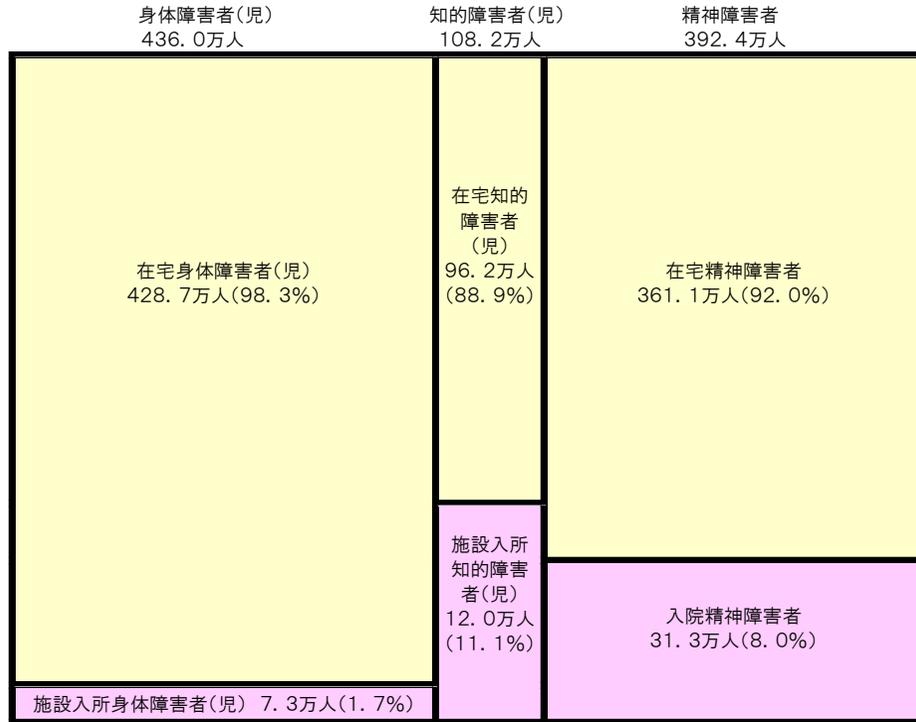
(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計): 出生中位・死亡中位推計

# 障害者の数

- 障害者の総数は936.6万人であり、人口の約7.4%に相当。
- そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は108.2万人、精神障害者は392.4万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

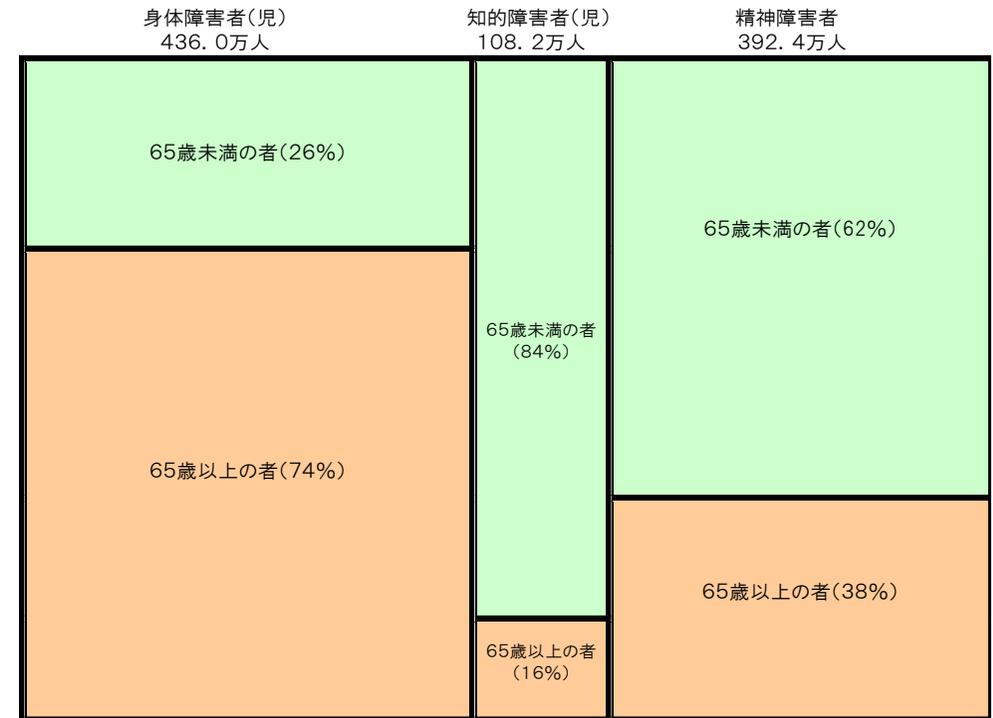
## (在宅・施設別)

障害者総数 936.6万人(人口の約7.4%)  
 うち在宅 886.0万人(94.6%)  
 うち施設入所 50.6万人(5.4%)



## (年齢別)

障害者総数 936.6万人(人口の約7.4%)  
 うち65歳未満 48%  
 うち65歳以上 52%

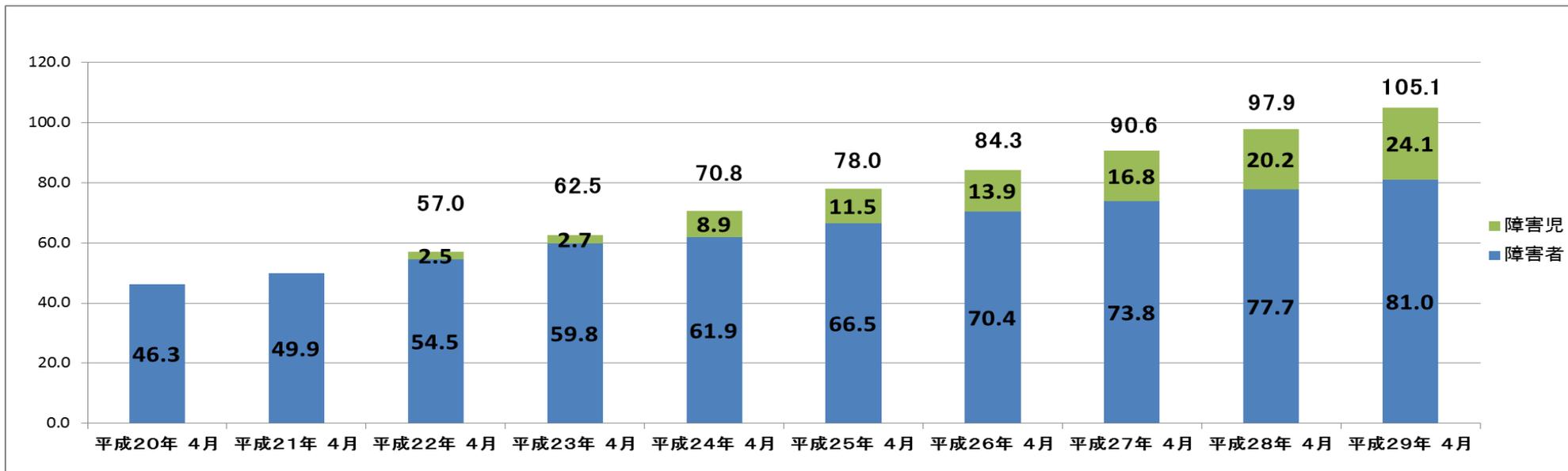


※身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は平成28年(在宅)、平成27年(施設)の調査等、精神障害者数は平成26年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。  
 ※平成28年の調査における在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。  
 ※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持者、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。  
 ※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

# 利用者数の推移(各年4月時点の利用者数推移)(障害福祉サービスと障害児サービス)

(平成20年4月～)

(単位:万人)



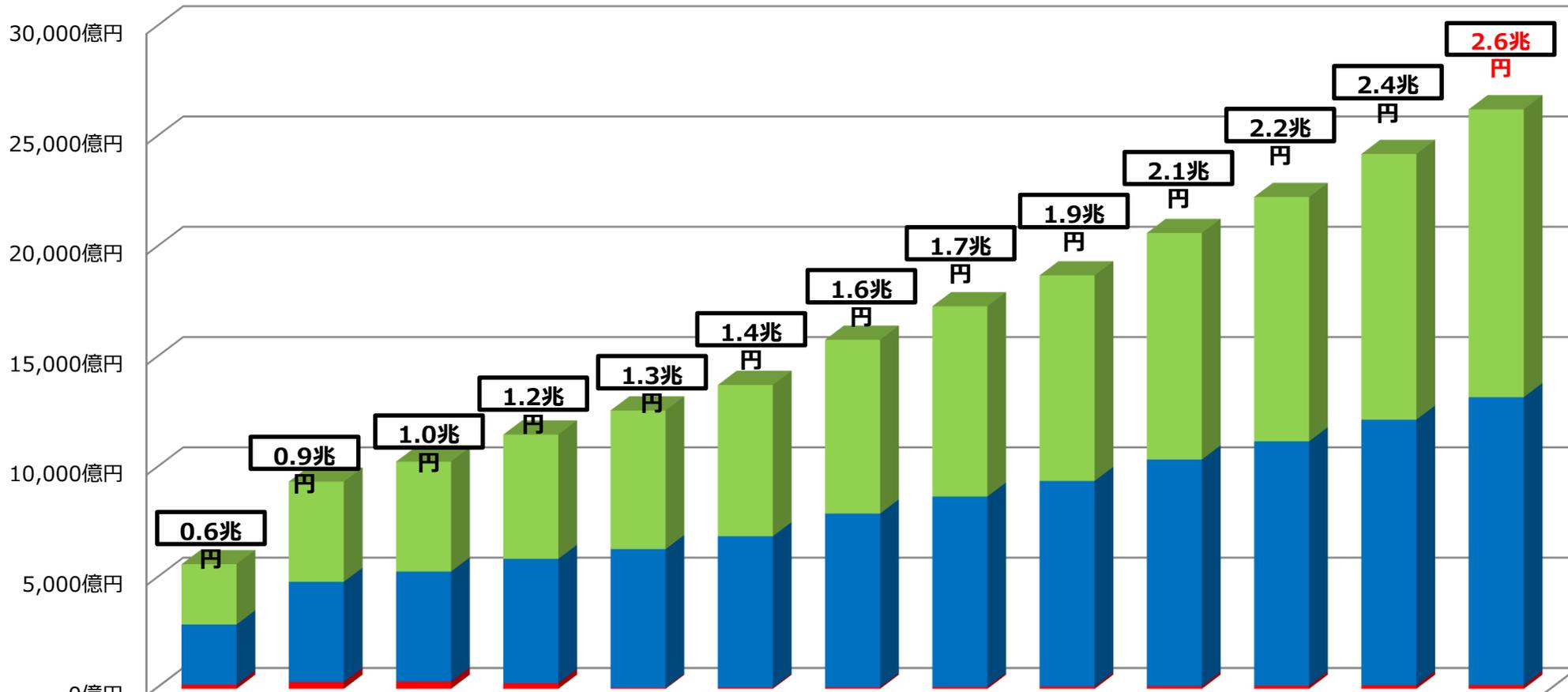
○平成28年4月 → 平成29年4月の伸び率(年率)..... 7.3%

(29年4月の利用者数)

このうち	身体障害者の伸び率.....	1.5%	身体障害者.....	21.4万人
	知的障害者の伸び率.....	3.7%	知的障害者.....	38.3万人
	精神障害者の伸び率.....	8.7%	精神障害者.....	19.7万人
	障害児の伸び率.....	17.9%	難病等対象者...	0.2万人(2,201人)
			障害児.....	25.6万人(※)
			(※障害福祉サービスを利用する障害児を含む)	

注：本統計処理は平成19年11月から開始しており、障害児の集計は平成22年4月から開始。

# 障害福祉サービス等に関する公費負担及び利用者負担



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29 (当初)	H30 (概算)
国	2,731億円	4,540億円	4,986億円	5,634億円	6,284億円	6,858億円	7,875億円	8,628億円	9,320億円	10,270億円	11,077億円	12,045億円	13,050億円
地方自治体	2,731億円	4,540億円	4,986億円	5,634億円	6,284億円	6,858億円	7,875億円	8,628億円	9,320億円	10,270億円	11,077億円	12,045億円	13,050億円
利用者負担	188億円	312億円	332億円	259億円	54億円	59億円	74億円	90億円	105億円	126億円	145億円	159億円	172億円
利用者負担率 伸び率	(3.3%)	(3.3%)	3.3%	2.3%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	<b>0.7%</b>	(0.7%)	(0.7%)
		66.2%	9.7%	11.9%	9.5%	9.2%	14.9%	9.6%	8.1%	10.2%	7.9%	8.7%	8.3%

※国及び地方自治体の負担額：障害者自立支援給付費負担金（実績額。H29は当初予算額、H30は概算要求額）。  
 ※負担割合は、国：都道府県：市町村＝2：1：1  
 ※利用者負担額：国保連データ（H20-28）及び障害者自立支援給付費負担金を元に障害福祉課推計。  
 ※利用者負担率：国保連データ（H20-28）。H18・H19はH20の負担率、H29・H30はH29の負担率で仮置き。

# 過去10年間の医療、介護、障害の総費用額・伸び率の推移

	医療		介護		障害	
	総費用額	伸び率 (対前年度)	総費用額	伸び率 (対前年度)	総費用額	伸び率 (対前年度)
平成18年度	33.1兆円	0.0%	6.4兆円	0.0%	0.6兆円	—
平成19年度	34.1兆円	3.0%	6.7兆円	4.9%	0.9兆円	(66.2%)※
平成20年度	34.8兆円	2.0%	6.9兆円	4.2%	1.0兆円	9.7%
平成21年度	36.0兆円	3.4%	7.4兆円	6.9%	1.2兆円	11.9%
平成22年度	37.4兆円	3.9%	7.8兆円	5.2%	1.3兆円	9.5%
平成23年度	38.6兆円	3.1%	8.2兆円	5.2%	1.6兆円	9.2%
平成24年度	39.2兆円	1.6%	8.8兆円	6.5%	1.7兆円	14.9%
平成25年度	40.1兆円	2.2%	9.2兆円	4.8%	1.8兆円	9.6%
平成26年度	40.8兆円	1.9%	9.6兆円	4.4%	1.9兆円	8.1%
平成27年度	42.4兆円	3.8%	10.1兆円	5.6%	2.1兆円	10.2%
平均伸び率	—	2.8%	—	5.3%	—	10.4%
10年間の伸び率		128.1%		157.8%		233.3%

※障害の平成19年度の伸び率は、法施行(18年10月1日)後の平年度課によるもの。平均伸び率、10年間の伸び率の算定から除外している。

(出典)

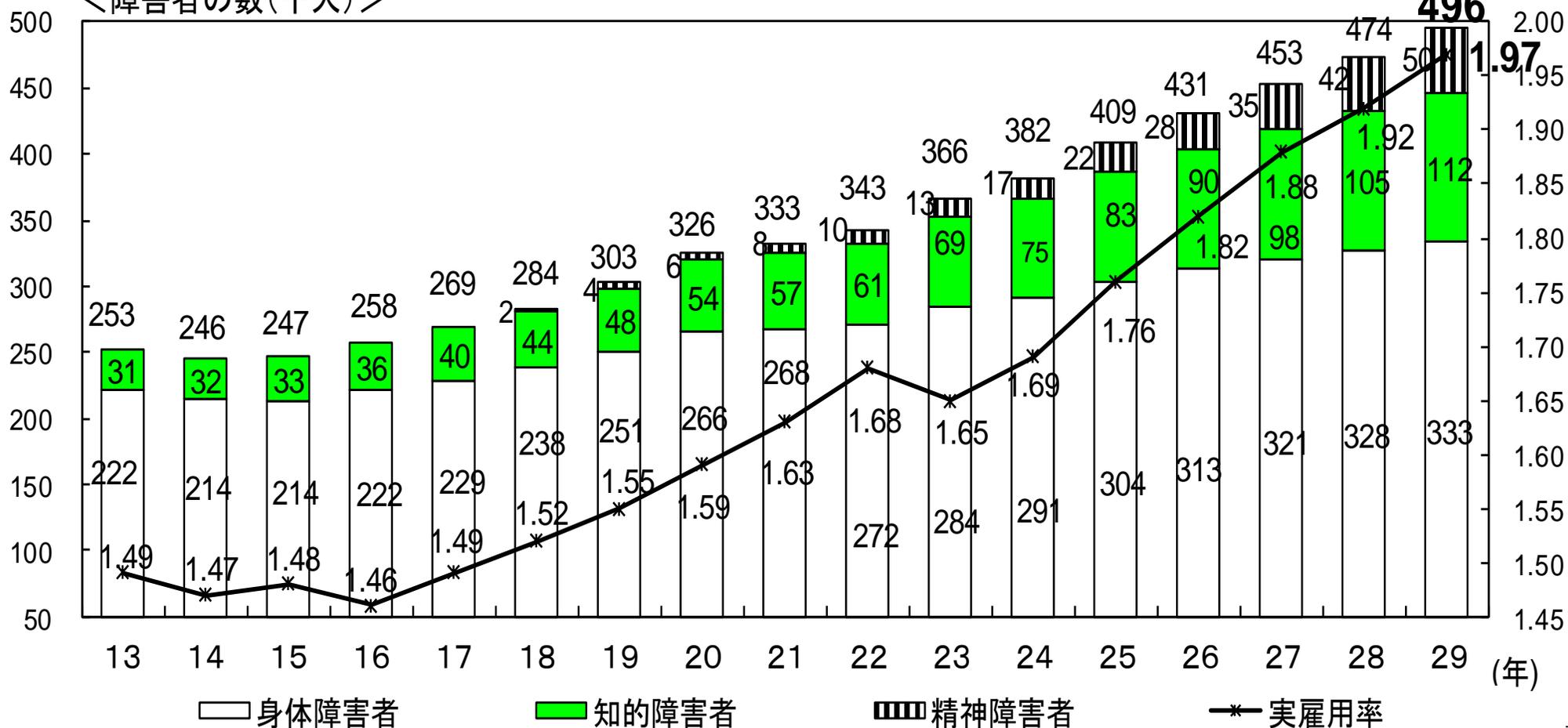
- ・ 医療：医療費の動向
- ・ 介護：介護給付費総費用額実績 ※平成27年度は当初予算額
- ・ 障害：国保連データ及び障害者自立支援給付費負担金を基に障害福祉課において推計

# 障害者雇用の状況

(平成29年6月1日現在)

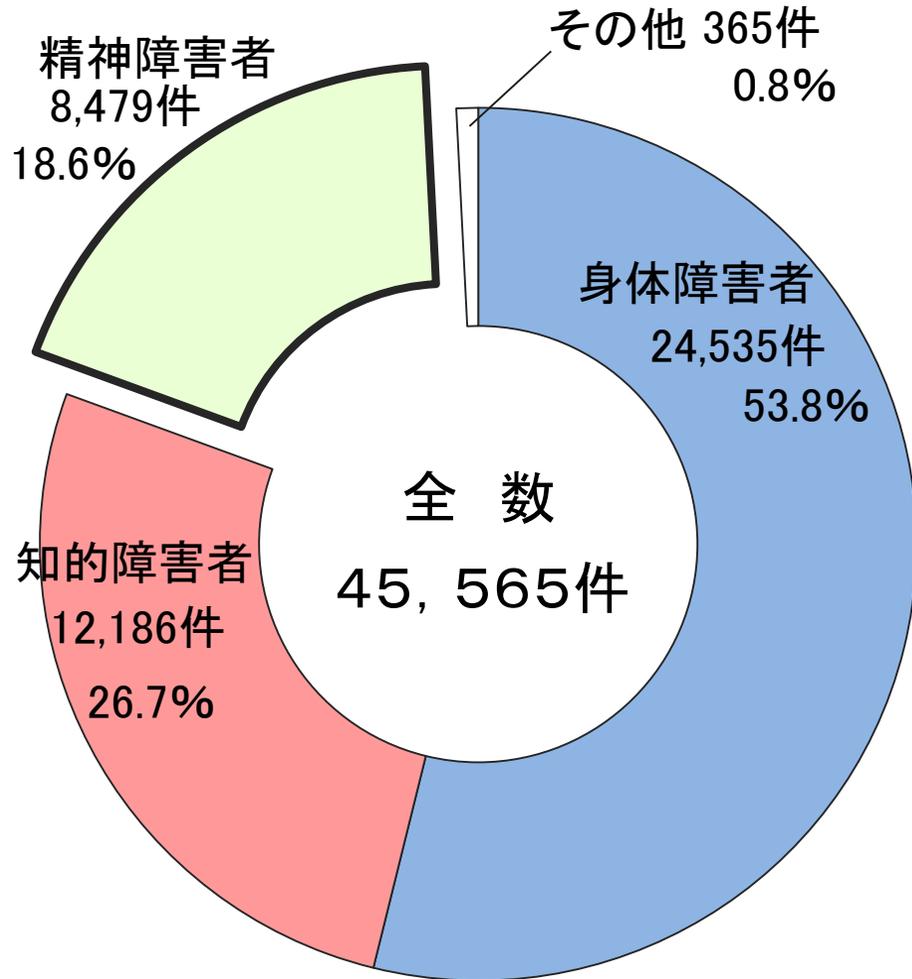
- 民間企業の雇用状況 **実雇用率 1.97%** **法定雇用率達成企業割合 50.0%**
- **雇用者数は14年連続で過去最高を更新。**障害者雇用は着実に進展。

<障害者の数(千人)>

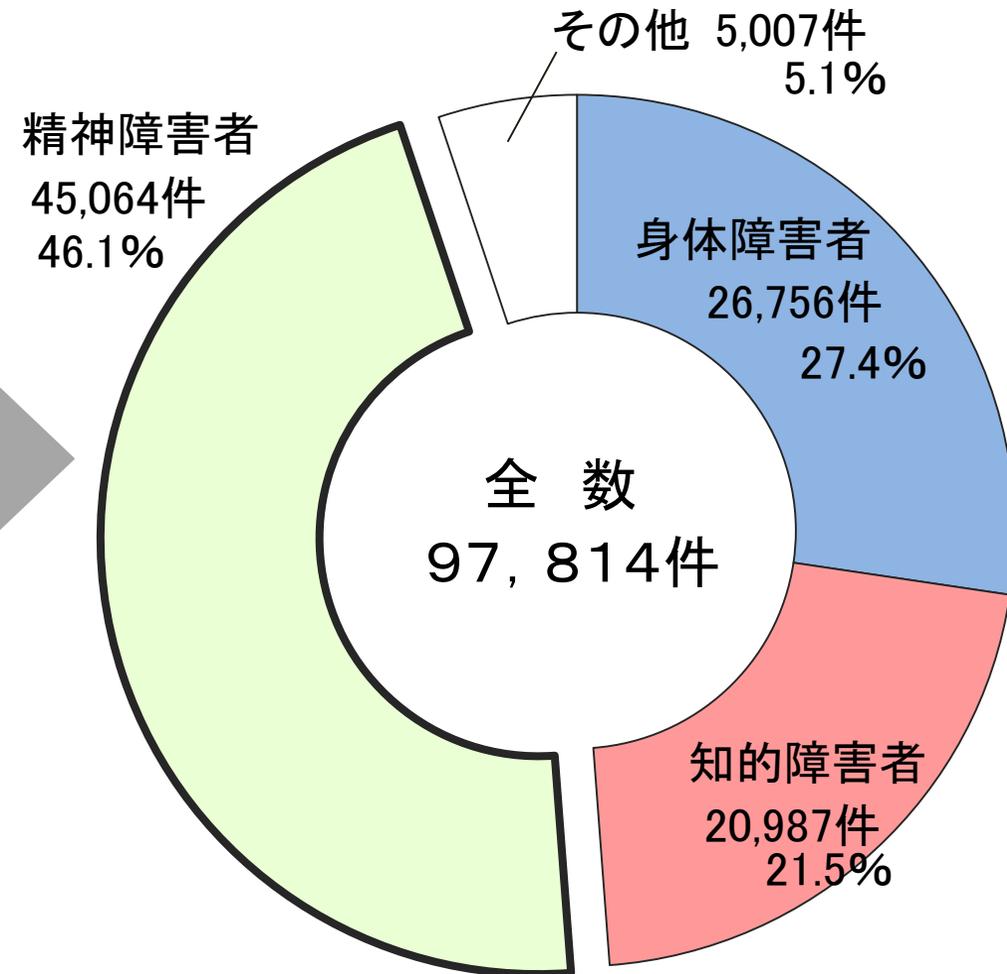


# ハローワークにおける職業紹介状況(就職件数)

平成19年度

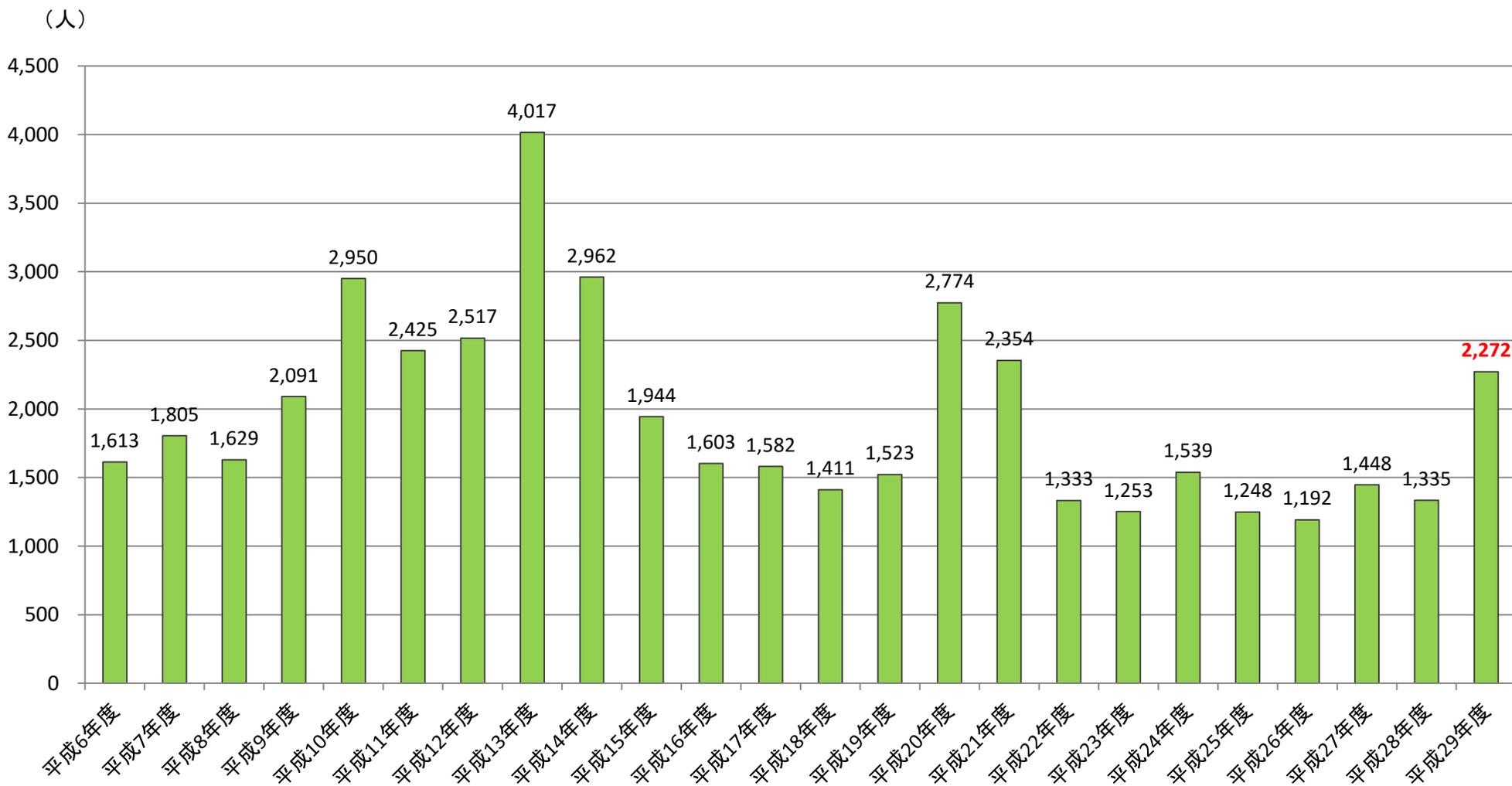


平成29年度



# 障害者の解雇数の推移

○ 平成29年度、**障害者の解雇者数は2,272人**（対年度差937人増、対前年度比70.2%増）。



(注) 障害者雇用促進法第81条第1項の規定により、ハローワーク所長に解雇届の届出のあったもの

## 平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% →	<b>2.2%</b>
国、地方公共団体等	2.3% →	<b>2.5%</b>
都道府県等の教育委員会	2.2% →	<b>2.4%</b>

また併せて、下記の2点についてもご注意ください。よろしくお願いいたします。

**留意点 ①** 対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

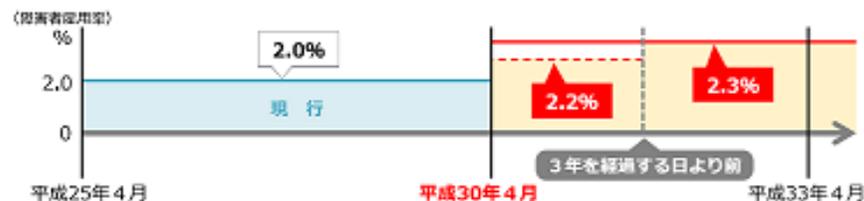
今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

**留意点 ②** 平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前<sup>※</sup>に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

※ 具体的な次の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。  
※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



**Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？**

**A1.** 新しい法定雇用率で算定していただくこととなります。平成31年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（申告対象期間が、平成30年4月から平成31年3月までの分）適用されますので、申告の際はご注意ください。

**Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？**

**A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

**Q3. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？**

**A3.** 「障害者に向いている仕事」「障害者に向いていない仕事」というものではありません。一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職まで、様々な職種で雇用されています。

（参考）障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

開講のお知らせ

平成29年秋

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座  
が始まります！

養成講座の概要

- ◆ メリット：精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆ 講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆ 受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。  
※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を 進呈予定です（数に限りがあります）。

事業所への  
出前講座もあります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。

また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。

詳しくは、都道府県労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。

※「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。  
また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求められるものでもありません。

# 障害保健福祉施策の歴史

「ノーマライゼーション」理念の浸透

共生社会の  
実現

**障害者基本法**  
(心身障害者対策基本法  
として昭和45年制定)

【S56】

【H5】

心身障害者対策基本法  
から障害者基本法へ

【H23】

障害者基本法  
の一部改正

国際障害者年  
”完全参加と平等“

**身体障害者福祉法**  
(昭和24年制定)

利用者が  
サービスを選択  
できる仕組み

3障害  
共通の制度

地域社会に  
おける共生の実現

【H15】

支援費制度の施行

【H18】

障害者自立支援法施行

【H24.4】

障害者自立支援法・  
児童福祉法の一部改正法施行

【H25.4】

障害者総合支援法施行

【H28.5】

障害者総合支援法・  
児童福祉法の一部改正法成立

**知的障害者福祉法**  
(精神薄弱者福祉法  
として昭和35年制定)

【H10】

精神薄弱者福祉  
法から知的障害  
者福祉法へ

**精神保健福祉法**  
(精神衛生法として  
昭和25年制定)

【S62】

精神衛生  
法から精神  
保健法へ

【H7】

精神保健法から精神保健福  
祉法へ

地域生活  
を支援

難病等を  
対象に

相談支援の充実、障害児  
支援の強化など

「生活」と「就労」に  
関する支援の充実など

# 就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約937万人中、18歳～64歳の在宅者数約362万人

(内訳:身体101万人、知的58万人、精神203万人)

## 一般就労への移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約30.1% 就労系障害福祉サービスの利用が約30.2%
- ② 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間1.3%(H15) → 4.3%(H28)  
※就労移行支援からは25.1%(H28)

## 障害福祉サービス

・就労移行支援	約 3.2万人
・就労継続支援A型	約 6.6万人
・就労継続支援B型	約22.4万人
(平成29年3月)	

就労系障害福祉サービスから一般就労への移行

1,288人/H15	1.0
2,460人/H18	1.9倍
3,293人/H21	2.6倍
4,403人/H22	3.4倍
5,675人/H23	4.4倍
7,717人/H24	6.0倍
10,001人/H25	7.8倍
10,920人/H26	8.5倍
11,928人/H27	9.3倍
13,517人/H28	10.5倍

## 企業等

雇用者数

約49.6万人

(平成29年6月1日)

\*50人以上企業

ハローワークからの紹介就職件数

93,229件

※A型:21,607件

(平成28年度)

大学・専修学校への進学等

777人/年

12,844人/年

(うち就労系障害福祉サービス 6,434人)

特別支援学校

卒業生21,292人(平成29年3月卒)

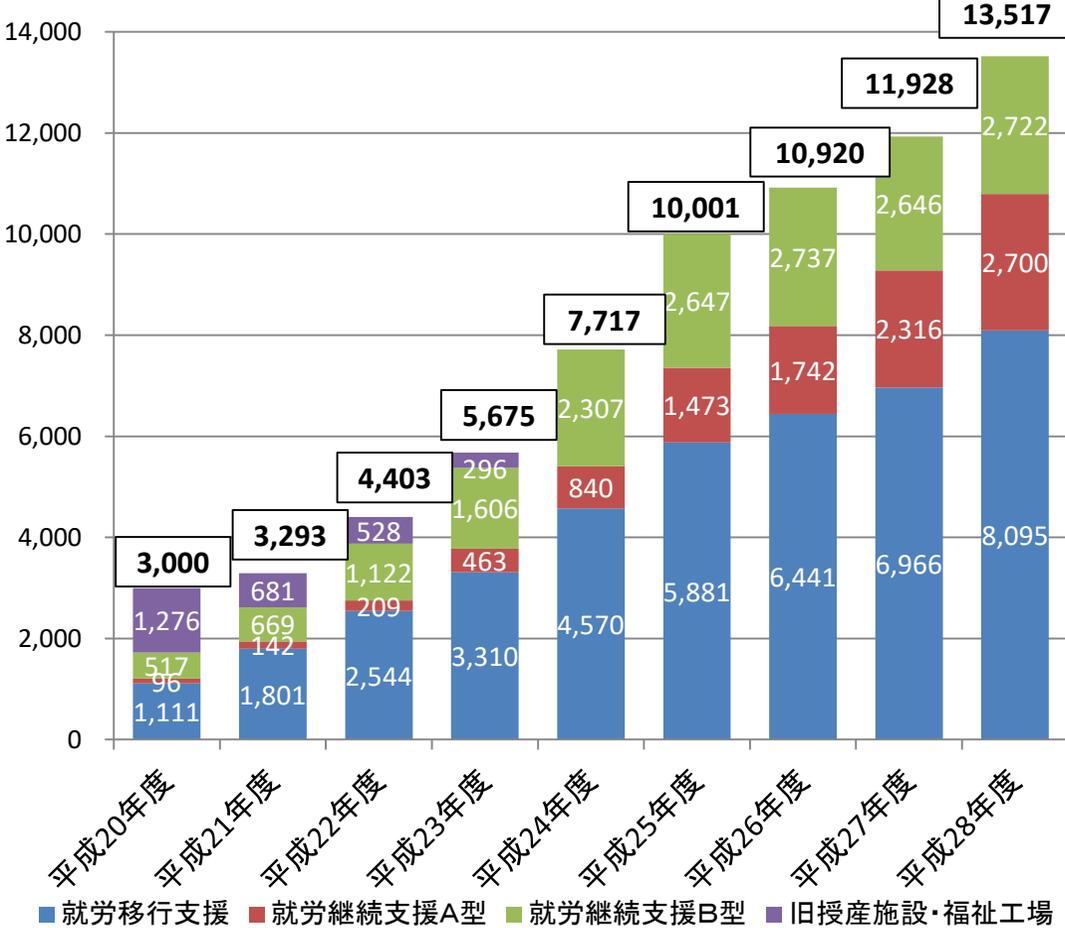
就職

就職 6,411人/年

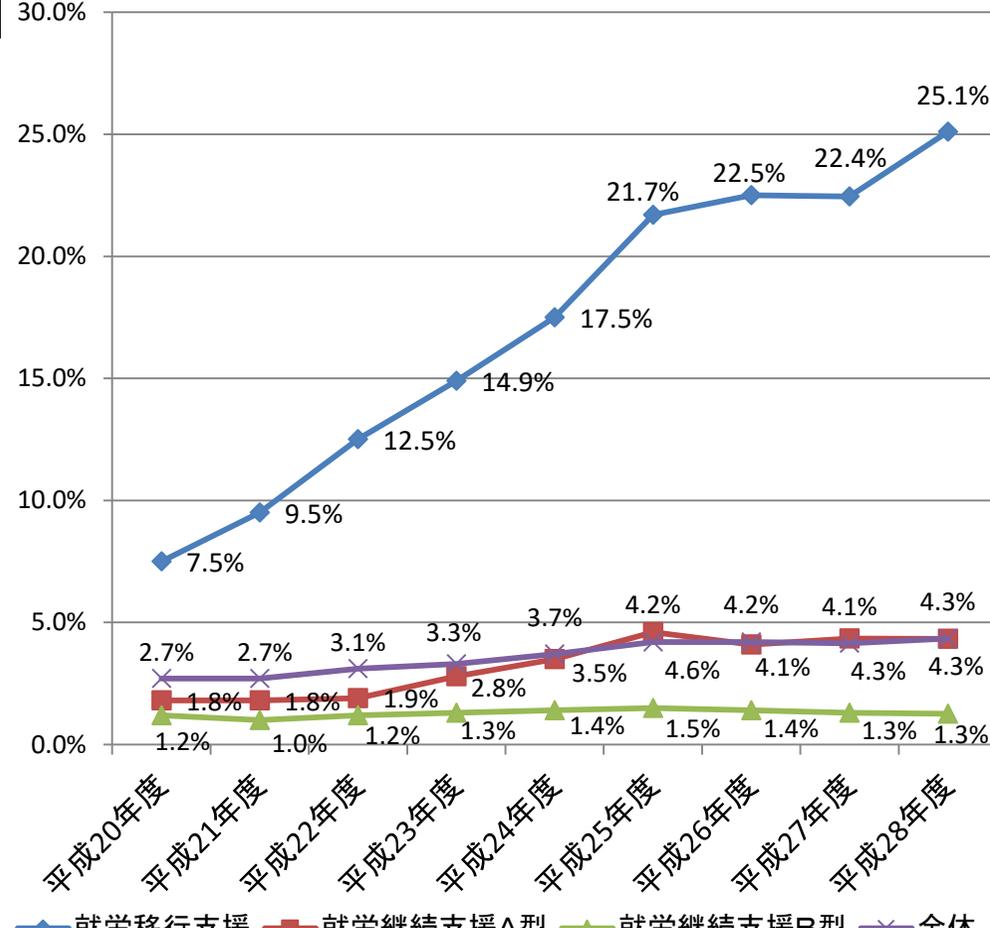
# 一般就労への移行者数・移行率の推移(事業種別)

- 就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は、毎年増加しており、平成28年度では約1.4万人の障害者が一般企業へ就職している。
- 一方で、一般就労への移行率を見ると、就労移行支援における移行率は大きく上昇しているものの、就労継続支援A型では微増にとどまっており、就労継続支援B型では横ばいとなっている。

＜一般就労への移行者数の推移＞



＜一般就労への移行率の推移＞



【出典】社会福祉施設等調査

【出典】社会福祉施設等調査、国保連データ

## Ⅱ 就労継続支援A型の現状について

# 就労継続支援A型

## 対象者

- 通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能。

## サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能
- 利用期間の制限なし

## 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 } 10:1以上
- 生活支援員 }

報酬単価 平成30年4月より定員規模別 人員配置別に加え 平均労働時間が長いほど高い基本報酬

### 基本報酬

<定員20人以下、人員配置7.5:1の場合>

改定前	改定後	
基本報酬	1日の平均労働時間	基本報酬
584単位	7時間以上	615単位/日
	6時間以上7時間未満	603単位/日
	5時間以上6時間未満	594単位/日
	4時間以上5時間未満	586単位/日
	3時間以上4時間未満	498単位/日
	2時間以上3時間未満	410単位/日
	2時間未満	322単位/日

### 主な加算

賃金向上達成指導員配置加算 15~70単位/日

- ※ 定員規模に応じた設定
- ※ 平成30年新設

就労移行支援体制加算(I),(II) 5~42単位/日

- ※ 定員、職員配置、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定
- ※ H30~見直し

福祉専門職員配置等加算(I),(II),(III) 15、10、6単位

- ⇒ I:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
- ⇒ II:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
- ※ H30~資格保有者に公認心理師を追加
- ⇒ III:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

- ⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能



※ 上表以外に、人員配置10:1である場合の設定、定員に応じた設定あり  
(21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

事業所数 3,769(国保連平成30年2月実績)

利用者数 68,626(国保連平成30年2月実績) <sup>15</sup>

# 就労継続支援A型に係る法律上の規定

## ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）（抄）

第五条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、**就労継続支援**、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「**のぞみの園**」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。

14 この法律において「**就労継続支援**」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

## ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年二月二十八日厚生労働省令第十九号）

（法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第六条の十 法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

- 一 **就労継続支援A型** 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

# 就労継続支援A型に係る指定基準上の規定

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年九月二十九日厚生労働省令第百七十一号）（抄）

## 第四節 運営に関する基準

### （実習の実施）

第百九十三条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第百九十七条において準用する第五十八条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

### （求職活動の支援等の実施）

第百八十一条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

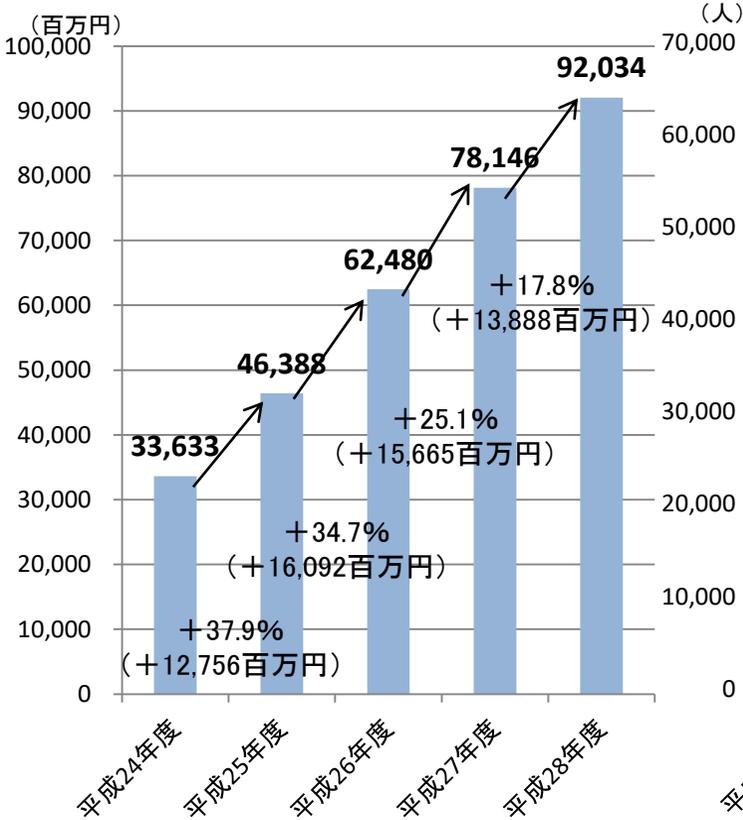
### （職場への定着のための支援の実施）

第百八十二条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

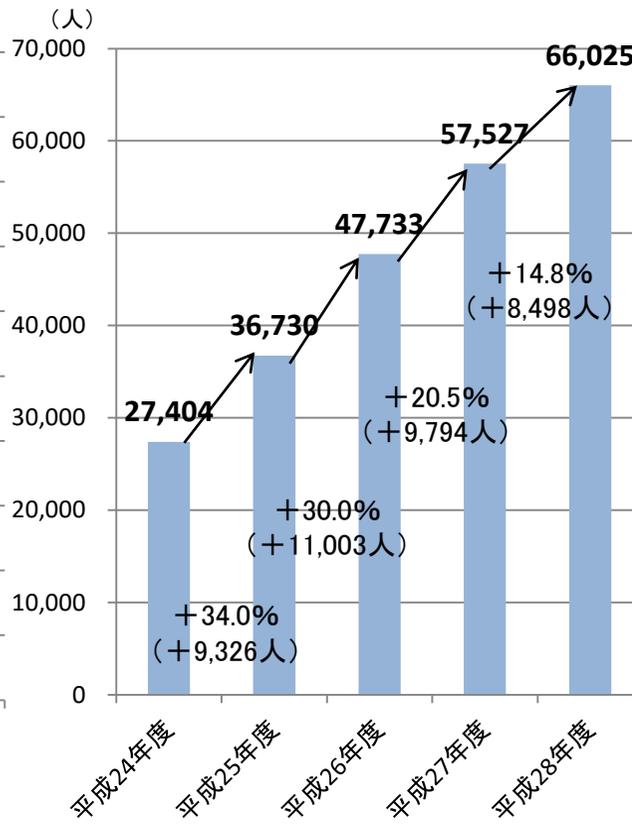
# 就労継続支援A型の現状①

- 就労継続支援A型の平成28年度費用額は約920億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約4.9%を占めている。
- 総費用額、利用者数及び事業所数は、毎年、大きく増加してきている。

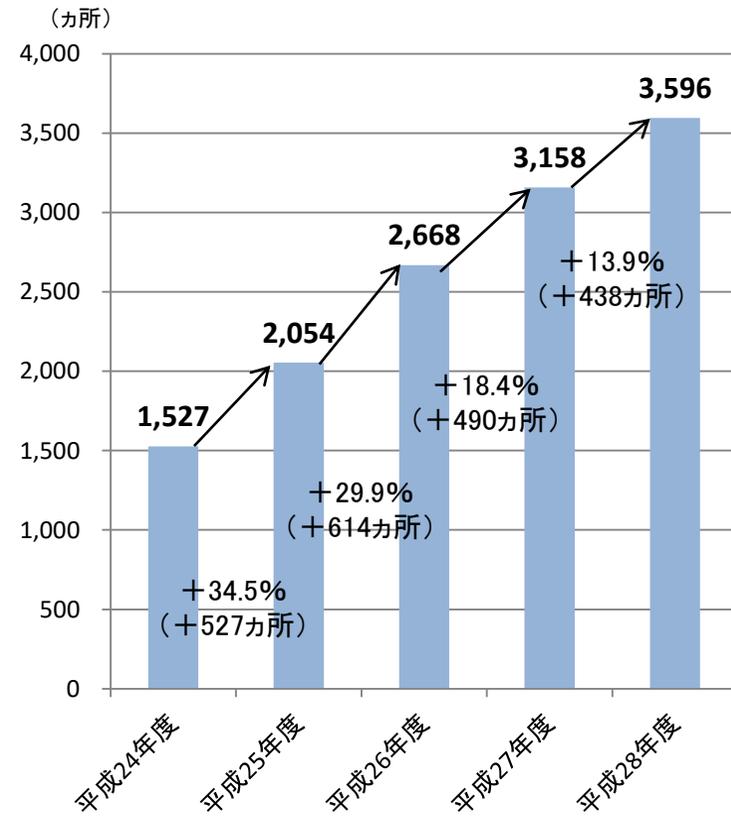
## 総費用額の推移



## 利用者数の推移



## 事業所数の推移



【出典】国保連データ(利用者数及び事業所数は各年3月サービス提供分)

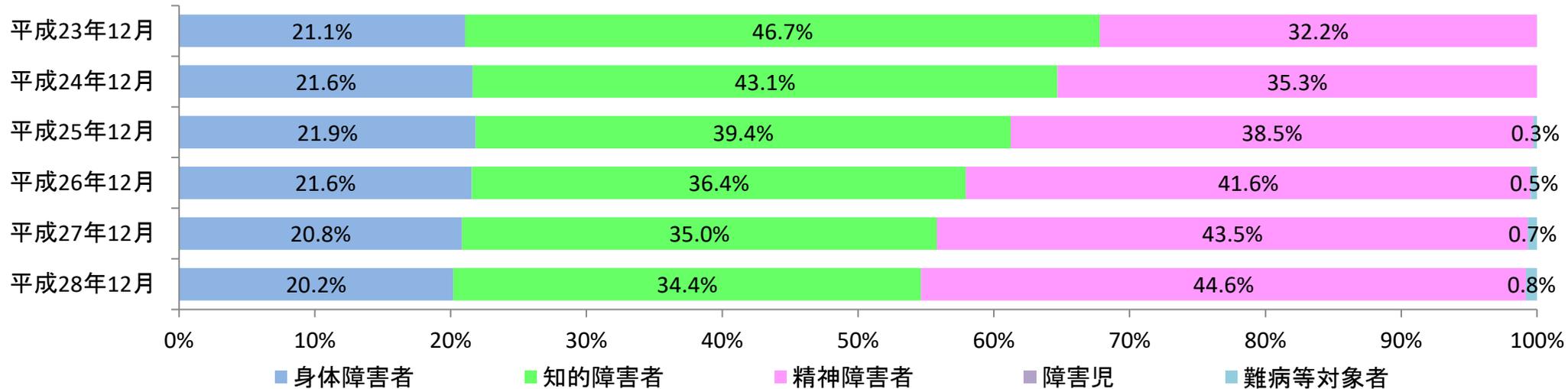
## 就労継続支援A型の現状②

平成29年度	H29.4	H29.5	H29.6	H29.7	H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	H29.12	H30.1	H30.2
事業所数	3,630	3,681	3,729	3,728	3,730	3,738	3,733	3,755	3,768	3,761	3,769
利用者数	66,894	67,830	68,387	68,463	68,279	68,564	68,573	68,683	68,801	68,665	68,626

# 就労継続支援A型の障害種別の利用現状

- 身体障害者、知的障害者の利用割合は減少傾向にある。
- 精神障害者の利用割合は増加傾向にあり、全利用者に占める割合が4割を超えている。

利用者の障害種別の分布状況



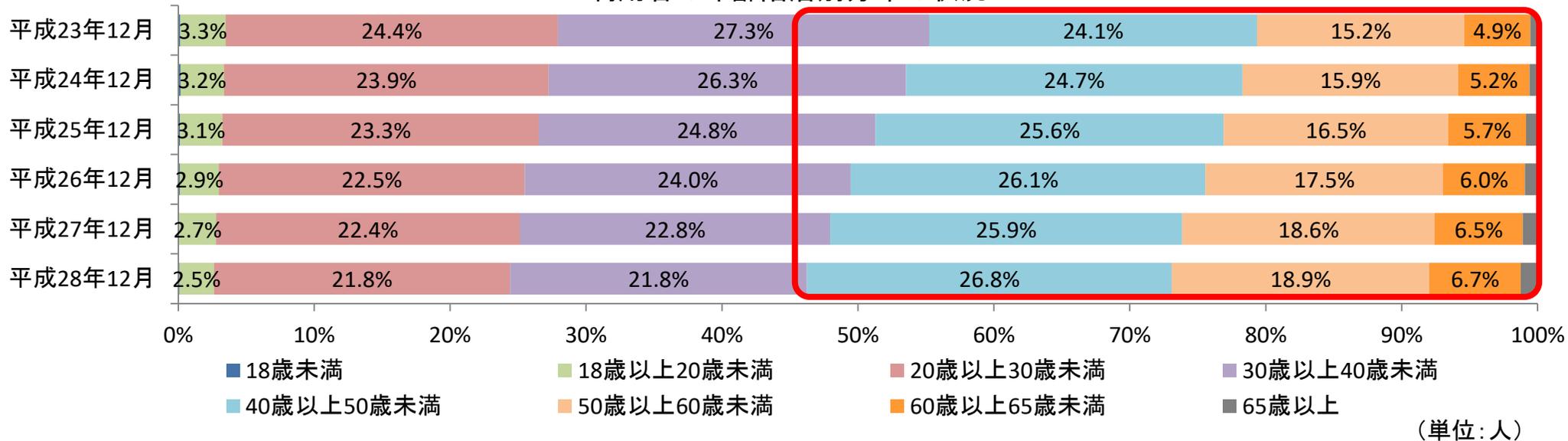
(単位:人)

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	難病等対象者	合計
H23.12	3,711	8,231	5,667	5	—	17,614
H24.12	5,505	10,962	8,989	4	—	25,460
H25.12	7,562	13,627	13,317	8	90	34,604
H26.12	9,716	16,385	18,738	13	203	45,055
H27.12	11,519	19,327	24,059	7	367	55,279
H28.12	12,977	22,112	28,627	6	517	64,239

# 就労継続支援A型の年齢階層別の利用現状

○ 年齢階層別の利用者分布の推移を見ると、40歳以上の利用者が増えてきており、半数以上が40歳以上である。

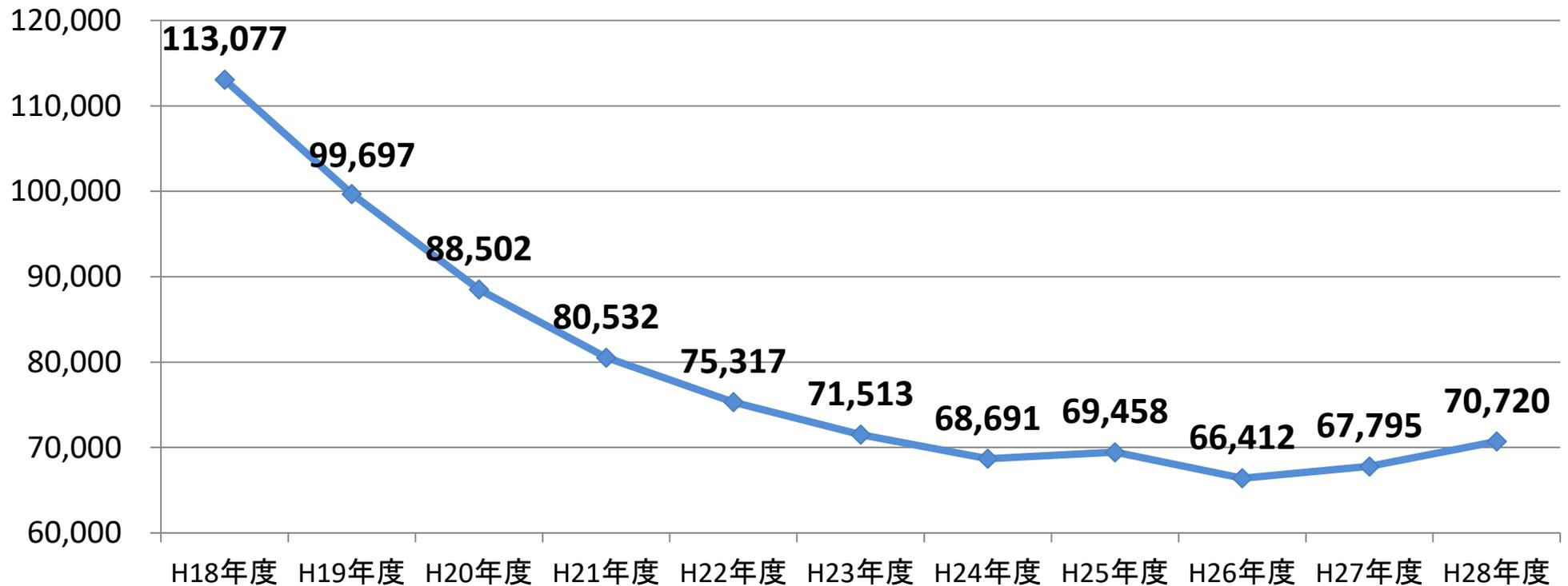
利用者の年齢階層別分布の状況



	18歳未満	18歳以上20歳未満	20歳以上30歳未満	30歳以上40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上	合計
H23.12	27	588	4,303	4,812	4,249	2,685	855	95	17,614
H24.12	41	814	6,083	6,693	6,301	4,039	1,335	154	25,460
H25.12	47	1,072	8,060	8,569	8,861	5,716	1,988	291	34,604
H26.12	55	1,292	10,136	10,803	11,758	7,873	2,717	421	45,055
H27.12	42	1,489	12,360	12,619	14,310	10,273	3,583	603	55,279
H28.12	57	1,625	14,005	14,023	17,238	12,173	4,317	801	64,239

# 就労継続支援A型事業所における平均賃金月額推移

○ 就労継続支援A型事業所における平均賃金月額は、平成26年度までは減少傾向であったが、近年は増加傾向にある。

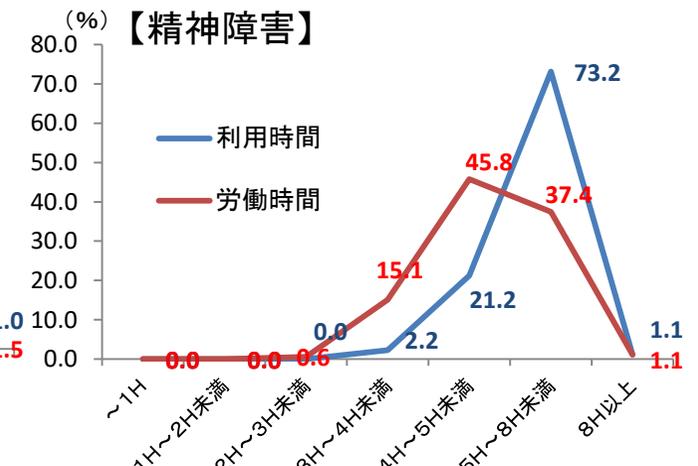
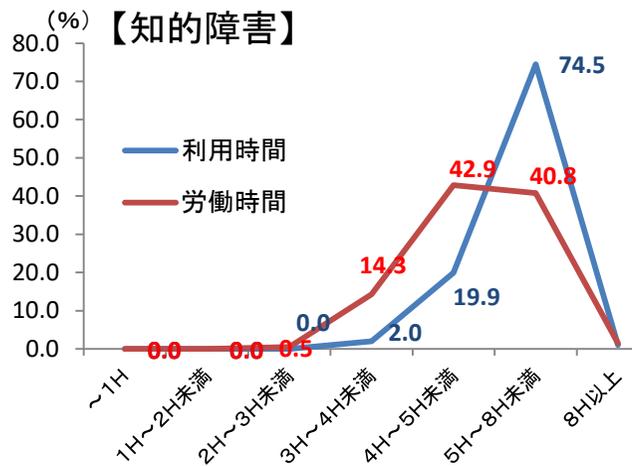
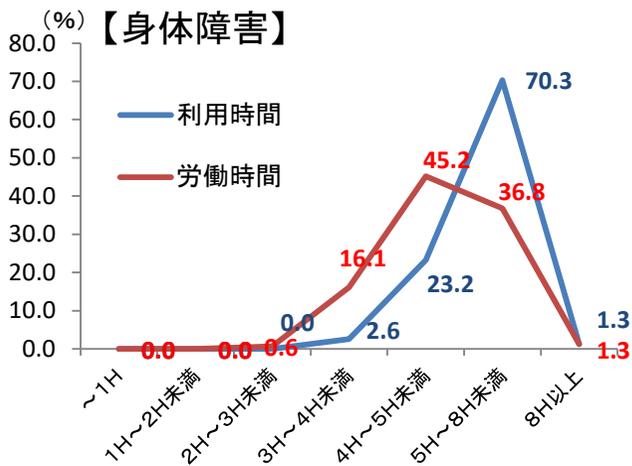
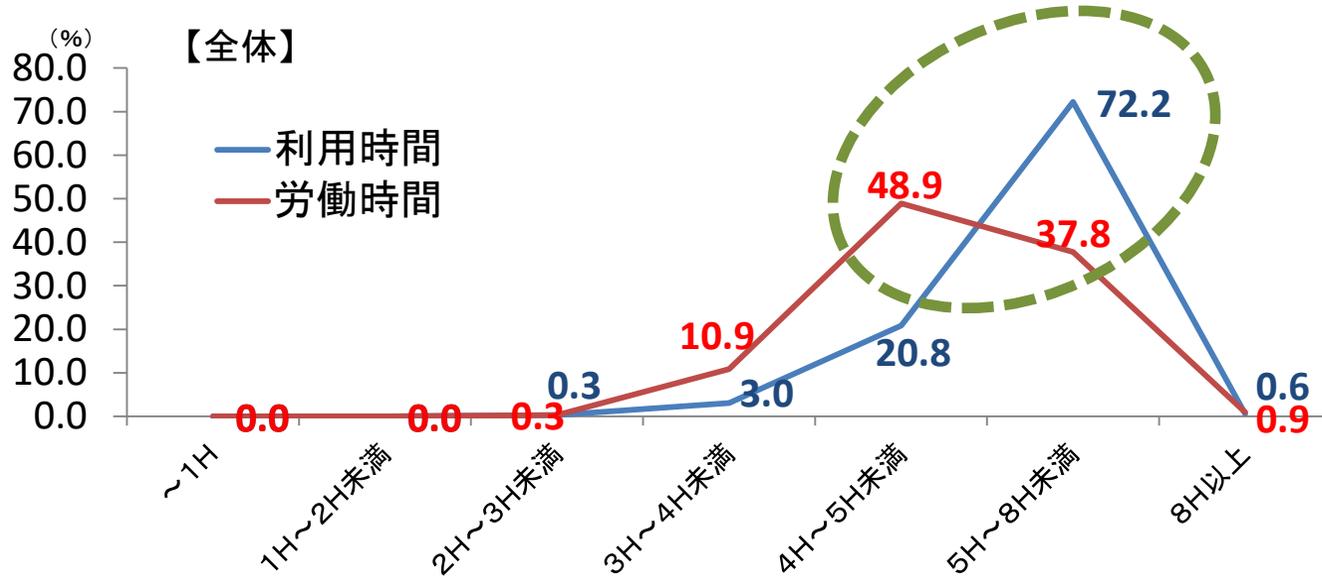


(※)平成23年度までは、就労継続支援A型事業所、福祉工場における平均賃金

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

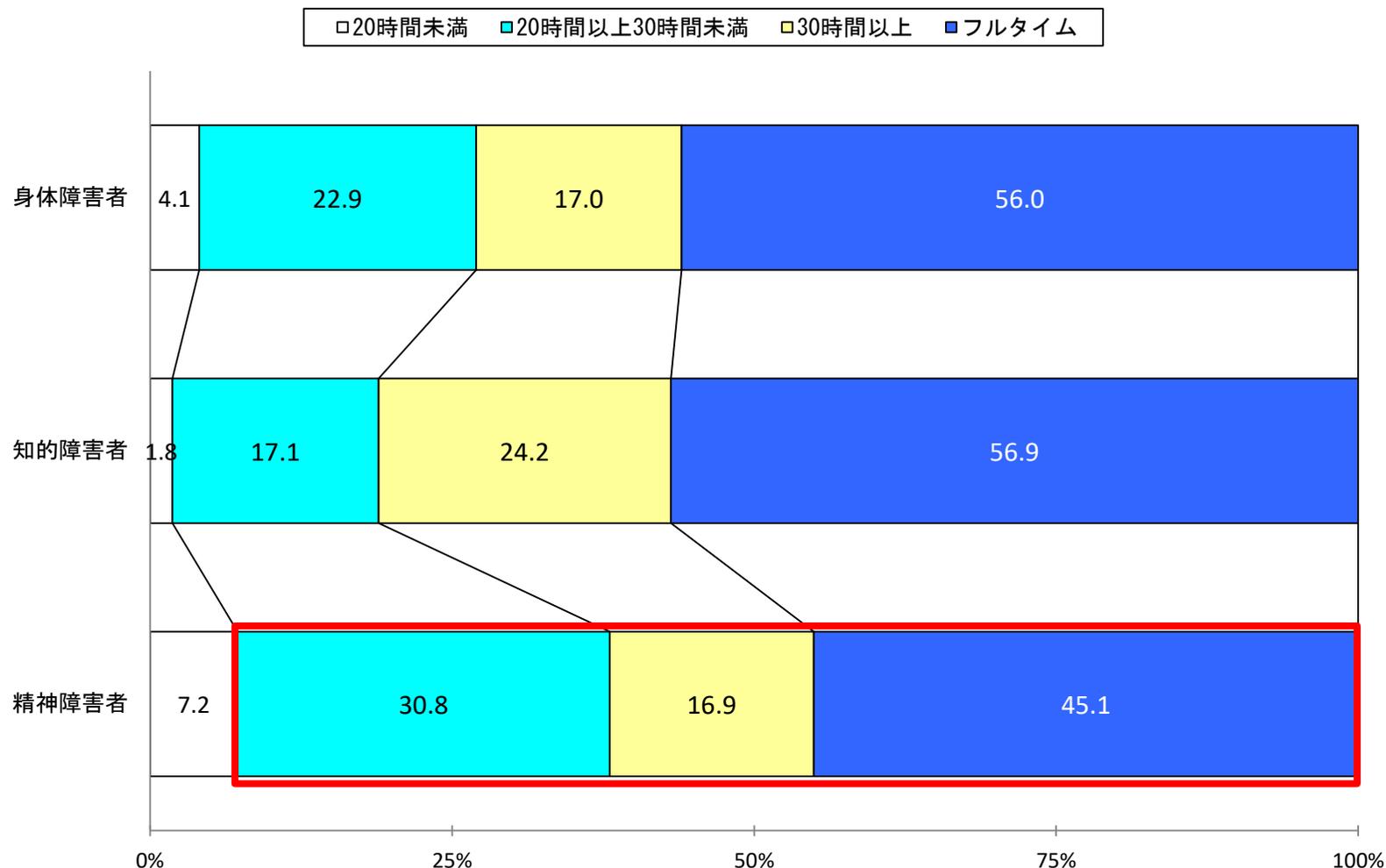
# 就労継続支援A型事業所における利用時間と労働時間の差異

○ 障害別に利用時間と労働時間を比べると大きな差異がないが、労働時間より利用時間が長い傾向にある。



# 就業活動開始段階における就業希望時間

障害者の就職活動開始段階における希望勤務時間を見ると、精神障害の場合、9割以上の者の希望勤務時間が「20時間以上」となっているが、20時間未満の利用を希望する者が身体障害者・知的障害者よりも多い。



※平成28年度にハローワークに求職申し込みを行った障害者の希望勤務時間(障害種別に希望時間別の割合を整理)

# 職員1人当たりの年間給与額(常勤－非常勤別)

○ 就労継続支援A型の直接処遇職員の給与は他の日中活動系サービスに比べて低い傾向にある。

		26年調査		
		常勤率	1人当たり給与/年 (単位:千円)	
			常勤	非常勤
全体	直接処遇職員(※1)	74.9%	-	-
障害者サービス		75.2%	-	-
障害児サービス		73.4%	-	-
療養介護	生活支援員	85.7%	3,419	1,710
	看護職員 (保健師、看護師、准看護師)	94.8%	5,227	2,380
生活介護	生活支援員	74.7%	3,180	1,914
短期入所	生活支援員	73.1%	3,499	1,676
自立訓練(機能訓練)	看護職員 (保健師、看護師、准看護師)	91.2%	4,044	3,345
	理学療法士	85.8%	4,301	4,812
	作業療法士	89.5%	4,020	5,691
	生活支援員	82.6%	3,234	1,896
自立訓練(生活訓練)	生活支援員	79.1%	3,100	1,681
就労移行支援	就労支援員	94.0%	3,536	2,323
	職業指導員	78.4%	3,063	1,891
	生活支援員	74.9%	3,129	1,862
就労継続支援A型	職業指導員	78.0%	2,702	1,823
	生活支援員	80.6%	2,715	1,833
就労継続支援B型	職業指導員	72.4%	3,019	1,897
	生活支援員	71.1%	3,095	1,825

		23年調査		
		常勤率	1人当たり給与/年 (単位:千円)	
			常勤	非常勤
全体	直接処遇職員(※2)	81.0%	-	-
新体系		74.5%	-	-
旧体系		90.0%	-	-
障害児施設等		91.6%	-	-
療養介護	生活指導員・生活支援員	-	-	-
	看護職員 (保健師、看護師、准看護師)	-	-	-
生活介護	生活指導員・生活支援員	83.7%	3,671	1,978
短期入所	生活指導員・生活支援員	88.3%	3,442	1,796
自立訓練(機能訓練)	看護職員 (保健師、看護師、准看護師)	70.2%	2,954	2,120
	理学療法士 ・作業療法士	96.0%	4,132	0
	生活指導員・生活支援員	54.7%	3,211	1,804
自立訓練(生活訓練)	生活指導員・生活支援員	86.7%	3,097	1,967
就労移行支援	就労支援員	93.6%	3,558	1,533
	職業指導員	78.5%	2,860	2,007
	生活指導員・生活支援員	71.7%	2,925	2,041
就労継続支援A型	職業指導員	84.9%	2,878	1,913
	生活指導員・生活支援員	87.3%	2,913	1,740
就労継続支援B型	職業指導員	76.6%	3,101	1,765
	生活指導員・生活支援員	74.6%	3,022	1,831

# 職員1人当たりの年間給与額(常勤－非常勤別)

○ 就労継続支援A型の直接処遇職員の給与は他の就労系サービスに比べて低い傾向にある。

	全体		就労移行支援		就労継続支援A型		就労継続支援B型	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1 施設長・管理者	5,211,106	3,725,738	4,918,463	4,977,290	3,958,306	3,311,734	4,940,810	3,837,215
2 サービス管理責任者	4,699,528	2,857,736	4,131,701	1,500,000	3,208,238	2,102,317	4,177,367	2,034,000
12 就労支援員	3,398,383	2,028,255	3,336,832	2,109,184	-	-	-	-
13 職業指導員	3,006,554	1,854,955	3,146,006	1,848,737	2,657,253	1,809,007	3,068,521	1,749,329
15 生活支援員	3,620,957	2,016,671	3,032,796	2,044,353	2,603,898	1,731,524	3,115,830	1,892,879
客体数	8,993		374		440		378	

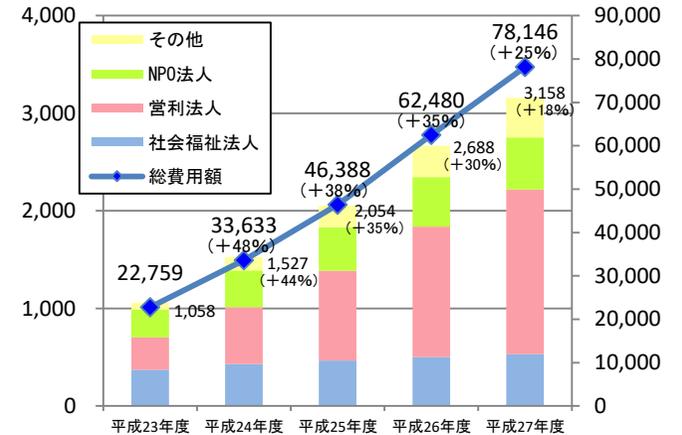
# 就労継続支援A型の見直しについて

平成29年6月26日第85回社会保障審議会障害者部会

## 1 現状・課題

- 就労継続支援A型については、利用者数、費用額、事業所数が毎年大きく増加。
- 一方、生産活動の内容が適切でない事業所や、利用者の意向にかかわらず、全ての利用者の労働時間を一律に短くする事業所など、不適切な事例が増えているとの指摘があり、支援内容の適正化と就労の質の向上が求められている。

(か所) 事業所数及び総費用額の推移 (百万円)



(出典) 国保連データ

## 2 これまでの対応

時期	対応内容
平成24年10月	○利用者のうち短時間利用者の占める割合が多い場合の減算(90%、75%)措置の創設(平成24年度報酬改定)
平成27年 9月	○指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について(課長通知) ① 暫定支給決定の適正な運用の依頼 ② 不適切な事業運営の事例を示すとともに、指導ポイントの明示 (不適切な事例) ・収益の上がない仕事しか提供せず、生産活動による収益だけでは最低賃金を支払うことが困難 ・全ての利用者の労働時間を一律に短時間 ・一定期間経過後に事業所を退所させている
平成27年10月	○短時間利用減算の仕組みを利用者割合から平均利用時間に見直すとともに、減算割合(90%~30%)を強化(平成27年度報酬改定)
平成28年 3月	○就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)における適切なサービス提供の推進について(課長通知) ① 暫定支給決定を要しない場合の基準を明確化及び市町村間で差が出ないよう都道府県の関与の依頼 ② 不適切な事例に対し再度、指導後の改善見込みがない場合の勧告、命令等の措置を講ずることを依頼

#### 1. 法施行規則の改正による対応【平成29年4月施行】

##### ○障害福祉計画と整合性のとれた新規指定（施行規則第34条の20の改正）

→障害福祉計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等は、新規指定をしないことが可能。

#### 2. 指定基準（運営基準）等の改正による対応【平成29年4月施行】

##### ○希望を踏まえた就労機会の提供の徹底（指定基準第191条（就労）に新たに規定）

指定就労継続支援A型は、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、利用者に対し就労の機会を提供するとともに、その就労の知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を適切かつ効果的に行う障害福祉サービスであることから、利用者の希望や能力を踏まえた個別支援計画の作成を徹底。

##### ○賃金の支払い

指定基準第192条（賃金及び工賃）に新たに、以下を規定し、就労の質の向上を推進。

- 生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上。
- 賃金の支払は、原則、自立支援給付から支払うことは禁止。

→これら**指定基準を満たさない場合には、経営改善計画書を提出し経営改善に取り組む。**

##### ○運営規程の記載事項の追加

就労継続支援A型事業者における運営規程には、新たに「主な生産活動の内容」、「賃金」、「労働時間」を規定。

#### 3. 課長通知による対応【平成29年4月～】

##### ○情報公表の先行実施

就労継続支援A型事業所は先行して、障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるように、「財務諸表」、「主な生産活動の内容」、「平均月額賃金」を自治体のホームページで公表、又は事業所のホームページでの公表を促すことを各都道府県等に依頼。

# 指定就労継続支援A型における経営改善計画書の提出状況

## 調査概要

全国の就労継続支援A型のうち、経営改善計画書を提出する必要のある事業所の状況等を調査。(平成29年12月末時点の状況)

## 調査結果

- 実態把握を行った3,036事業所のうち、経営改善計画書の提出が必要ない事業所は879(29.0%)、必要がある事業所は2,157(71.0%)
- 経営改善計画書を提出する必要がある事業所2,157のうち、提出済み事業所は1,769(82.0%)
- 経営改善計画書の提出の必要がある事業所2,157のうち、営利法人の設立5年未満の事業所が約半数(49.7%)。

【経営改善計画書の提出状況】

指定権者	指定事業所数	実態把握済み事業所数	経営改善計画書の提出状況					
			必要なし (生産活動収支≥利用者賃金)		必要あり (生産活動収支<利用者賃金)		提出済	提出率
			数	割合	数	割合		
都道府県(47)	2,209	1,784	530	29.7%	1,254	70.3%	986	78.6%
指定都市(20)	912	618	158	25.6%	460	74.4%	412	89.6%
中核市(48)	710	634	191	30.1%	443	69.9%	371	83.7%
合計	3,831	3,036	879	29.0%	2,157	71.0%	1,769	82.0%

【経営改善計画書の提出が必要な事業所の内訳】

法人種別	5年以上		5年未満		合計
	数	割合	数	割合	
社会福祉法人	160	7.4%	89	4.1%	249
営利法人	252	11.7%	1,073	49.7%	1,325
非営利法人(NPO)	134	6.2%	192	8.9%	326
その他	33	1.5%	224	10.4%	257
計	579	26.8%	1,578	73.2%	2,157

※ 指定事業所数は、実態把握済み事業所数及び実態把握中の事業所数、新規指定事業所数を含む。

※ 経営状況未把握の指定権者は2自治体である。

# 就労継続支援A型に対する経営改善支援策について

全国の就労継続支援A型事業所のうち経営改善計画書の提出が必要(生産活動収支<利用者賃金)な事業所は71%。これらの事業所に対しては以下の支援等を実施し、事業運営の安定化を図る。

## 厚生労働省としての取組

- **予算事業(工賃向上計画支援等事業)による支援**(平成30年度予算:3.6億円)  
経営コンサルタントや専門家の派遣等による経営改善支援や技術指導による品質向上支援の実施
- **平成30年度報酬改定による支援**  
販路の拡大、商品開発等を行う賃金向上のための指導員を配置した場合、報酬を加算(70~15単位/日)
- **国モデル事業の実施**(平成30年度予算:11,741千円)  
賃金の向上を目指す就労継続支援A型事業所を個別に支援し、生産活動収入のみから賃金を払う事例を構築し、周知・展開するモデル事業の実施
- **好事例の収集によるノウハウの共有**  
生産活動収入のみから利用者賃金を支払えるようになった好事例を収集し、全国に周知
- **これらの支援策を実施しつつ、経営改善計画の期間(原則1年)について、延長する要件を緩和**
  - ・ 以下のいずれかの要件を満たし、収益改善の見込みがあると都道府県等が認める場合。  
(現行要件)生産活動事業の収入額が増加している又は生産活動に係る経費が減少している場合。  
(追加要件①)生産活動収入が、賃金総額を上回っている場合。  
(追加要件②)経営改善計画に基づく改善の取り組みを具体的に実施しており、改善の見込みがあると指定権者が認めた場合。

## 中小企業庁における経営改善に係る相談機関の活用

- **「よろず支援拠点」の活用**  
中小企業等に対し、経営改善に関する専門的な助言を行うワンストップ相談窓口(よろず支援拠点)の活用を周知

# よろず支援拠点事業の概要

## 背景

- ✓ 複数の支援機関が存在することで、中小企業・小規模事業者からは、どこに相談すればいいのか分からないという声が多い。
- ✓ そこに行けば適切な相談機関につなげる、売上拡大など高度な経営相談に対応できる相談機関が必要。

## 「よろず支援拠点」を設置(平成26年6月～)

1. 中小企業・小規模事業者に対し、一步踏み込んだ専門的な助言を行うワンストップ相談窓口。  
(各都道府県の中小企業支援センター等に設置)

### 【具体的事業】

- ①どこに相談すべきかわからない事業者が電話や訪問で気軽に相談できる窓口
- ②売上拡大等のための解決策を提案  
(新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売立ち上げなど)
- ③経営改善策を提案し、行動に移すための専門家チームを編成して派遣  
(企業OB、弁護士など)

2. 中小企業庁と各都道府県で選んだ5～10名の専門家を配置。専門分野は経営コンサルティングに加え、ITやデザイン、知的財産など。

# よろず支援拠点一覧（平成29年4月1日現在）

都道府県	よろず支援拠点実施機関	チーフコーディネーター	都道府県	よろず支援拠点実施機関	チーフコーディネーター
北海道	公財)北海道中小企業総合支援センター	中野 貴英	滋賀県	公財)滋賀県産業支援プラザ	井上 則男
青森県	公財)2あおもり産業総合支援センター	加藤 哲也	京都府	公財)京都産業21	山本 容子
岩手県	公財)いわて産業振興センター	伊藤 朗	大阪府	公財)大阪産業振興機構	北口 祐規子
宮城県	宮城県商工会連合会	菅野 史朗	兵庫県	公財)ひょうご産業活性化センター	藤田 勉
秋田県	公財)あきた企業活性化センター	小室 秀幸	奈良県	公財)奈良県地域産業振興センター	松村 二郎
山形県	公財)山形県企業振興公社	尾形 恵子	和歌山県	公財)わかやま産業振興財団	井上 禎
福島県	公財)福島県産業振興センター	渡辺 正彦	鳥取県	鳥取県商工会連合会	樋野 泰広
茨城県	公財)茨城県中小企業振興公社	宮田 貞夫	島根県	公財)しまね産業振興財団	佐藤 淳一
栃木県	公財)栃木県産業振興センター	矢口 季男	岡山県	公財)岡山県産業振興財団	鈴鹿 和彦
群馬県	公財)群馬県産業支援機構	小畑 満芳	広島県	公財)ひろしま産業振興機構	瀧熊 弘之
埼玉県	公財)埼玉県産業振興公社	越智 隆史	山口県	公財)やまぐち産業振興財団	藤井 良幸
千葉県	公財)千葉県産業振興センター	井口 章	徳島県	公財)とくしま産業振興機構	大塩 誠二
東京都	(一社)東京都信用金庫協会	金網 潤	香川県	公財)かがわ産業支援財団	本多 八潮
神奈川県	公財)神奈川産業振興センター	山崎 隆由	愛媛県	公財)えひめ産業振興財団	中野 隆
新潟県	公財)にいがた産業創造機構	上村 修	高知県	公財)高知県産業振興センター	小松 宗二
山梨県	公財)やまなし産業支援機構	西川 岳	福岡県	公財)福岡県中小企業振興センター	佐野 賢一郎
長野県	公財)長野県中小企業振興センター	白川 達男	佐賀県	公財)佐賀県地域産業支援センター	今釜 秀敏
静岡県	静岡商工会議所	塚本 晃弘	長崎県	長崎県商工会連合会	團野 龍一
愛知県	公財)あいち産業振興機構	多和田 悦嗣	熊本県	公財)くまもと産業支援財団	鹿子木 康
岐阜県	公財)岐阜県産業経済振興センター	三輪 知生	大分県	公財)大分県産業創造機構	鍵野 正則
三重県	公財)三重県産業支援センター	矢田 春治	宮崎県	公財)宮崎県産業振興機構	長友 太
富山県	公財)富山県新世紀産業機構	羽田野 正博	鹿児島県	公財)かごしま産業支援センター	加藤 剛
石川県	公財)石川県産業創出支援機構	広村 和義	沖縄県	公財)沖縄県産業振興公社	上地 哲
福井県	公財)ふくい産業支援センター	酒井 恒了			

# 就労継続支援 A 型事業所経営改善計画提出等の流れ

## 事業所の実態を確認

・ 指定基準に従った適切な事業運営を行っていない時

・ 指定基準に従った適切な事業を行っている場合

生産活動収支が利用者に支払う賃金以上

### 経営改善計画の作成指示 (指定基準第192条第2項に違反している場合)

全ての事業所に1年間の猶予期間

1年後に実態調査

指定基準に従った適切な事業を行っている場合

・ 指定基準を満たさず、経営改善の見込みがない

勧告・命令等  
(法49条第1・2項、4項)  
(法50条第1項)

### 経営改善計画の 再作成 (2年目)

・ 生産活動に係る事業の収入額が増加している又は生産活動に係る事業に必要な経費が減少しており、今後、収益改善の見込みがあると都道府県等が認める場合、更に1年間の計画作成を認める。  
(H30.3.2通知にて要件緩和)  
・ 生産活動に係る事業の収入額が利用者に支払う賃金総額以上  
・ 提出済みの経営改善計画に基づく改善の取組を具体的に実施しており、今後経営改善の見込みがあると都道府県等が認めた場合

・ 指定基準違反

1年後に実態調査

指定基準に従った適切な事業を行っている場合

### 更なる経営改善計画の 作成 (3年目以降)

・ 生産活動に係る事業の収入額が増加又は生産活動に係る事業に必要な経費が減少しており、収益改善が認められる  
・ 利用者の平均労働時間が長くなっている  
・ 利用者に支払う賃金総額が増えている

適宜、実地指導等で運営状況を確認

# 事業者の責務等について①

## ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）（抄）

（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務）

第四十二条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定事業者等」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

- 2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。
- 3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（指定障害福祉サービスの事業の基準）

## 第四十三条

- 4 指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

# 事業者の責務等について②

## ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）（抄）

（変更の届出等）

### 第四十六条

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

## ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年二月二十八日厚生労働省令第十九号）

（指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等）

### 第三十四条の二十三

- 4 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次の各号に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止し、又は休止しようとする理由

### 三 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者に関する次に掲げる事項

イ 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置

ロ 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無

ハ 引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害福祉サービス事業者の名称

- 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

# 地域振興につながる連携促進(実施例)

地域生活支援事業(都道府県事業)

各都道府県に配置された地域連携促進コーディネーター(仮称)が、**地域の農業団体、商工団体、民生委員等と連携し、障害福祉サービス事業所と地域の農家、企業、商業施設、介護事業所、高齢者世帯等を結びつけることにより、地域振興**と同時に、一般就労の促進を図る。

## 参考事例



・地元農家  
・農業法人

### ○香川県の施設外就労による農業の取り組み

- ・ 県障害福祉課が、障害者就労施設の工賃向上のために、県農政局やJA生産者部会と連携して、農家での施設外就労を推奨。
- ・ 現在は、県社会就労センター協議会が農家と障害者就労施設の橋渡しを実施



独居高齢者等

### ○徳島県の「ほっとかない事業」での取り組み

- ・ 障害就労施設利用者による限界集落の高齢者への配食と見守り
- ・ 移動販売車両で授産製品(お弁当・パンなど)と日用品をお届け
- ・ **障害者が地域社会の主役**



特別養護老人ホーム

### ○富山県の介護施設での施設外就労の取り組み

- ・ 就労継続支援B型事業の利用者が、高齢者デイサービスにおける介護支援の業務(配膳、清掃、洗濯など)を、福祉的就労として実施。
- ・ 高工賃も実現し、一般就労にもつなげている。



地元企業

### ○北海道の社会福祉法人の取り組み

- ・ 江差町内に唯一のパン工場が閉鎖されたことにより、法人がそのパン工場を職員共々引き継ぎ、障害者の生きがい作業と通所作業所をスタート。
- ・ 廃業した温泉施設を譲り受け、就労継続支援B型事業所として再生。

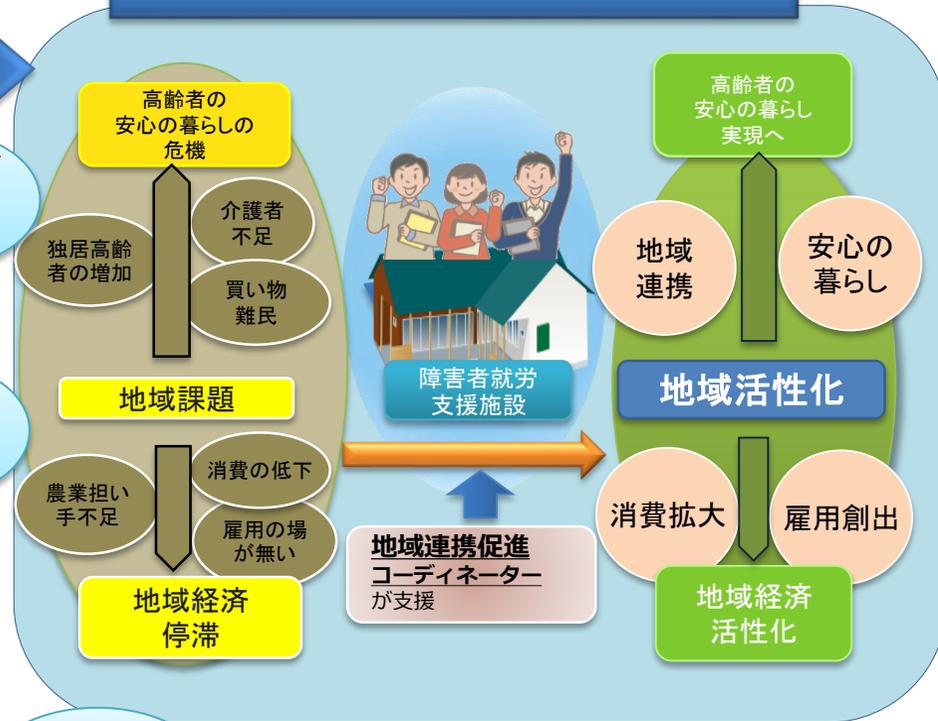
農福連携

障害者が  
地域を支える

共生型の  
推進

地域産業の  
再生

## 地域振興につながる連携促進事業イメージ図



# 障害者の活躍する場の広がり

- 障害者が地域の人手不足が深刻な産業や、高齢化に悩む地域を支えている事例が地域で産まれている。
- 様々な業界、分野と連携し、障害者が活躍する場が広がっている。

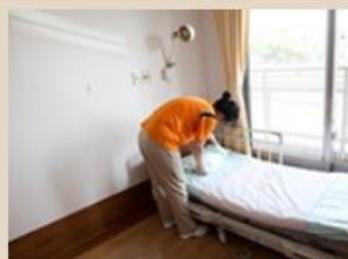
## 就労継続支援A型事業所の事例

### (事例1) 観光と福祉の連携

- 当該事業所では、施設外就労として地域のリゾートホテルの客室清掃業務を行っている。
- 障害特性に応じた作業のレクチャー、体調に応じたシフト作成により、約12人の障害者が働いており、国内外から訪れる観光客に快適な客室を提供する。
- 人材不足に悩む観光産業と、働く場を求める障害者施設を行政が結びつけて始まったプロジェクト。

### (事例2) 介護施策との連携

- 法人が運営する介護老人保健施設において、清掃、洗濯、リネン交換、介護補助等を行っている。
- 主に知的障害のある約10人の利用者が、シフト制で1日実働6.5時間、週5日で勤務する。
- 作業面での自立を目指すだけでなく、社会人としてのマナーを備えるため、言葉遣い、身だしなみチェック、マナー講習等も力を入れている。
- 働く力を身につけた利用者は、一般企業や他の介護事業所等への就労に送り出している。
- 平成28年度の平均月額賃金は、約13万円



# 農業と福祉の連携事例

- 障害者就労施設が、有機農業によって付加価値の高い農作物を生産し、また、加工・販売まで手掛けること(6次産業化)によって、高い工賃(賃金)を実現している事例もある。
- また、農業分野には、多様な作業があることから、障害者の特性に応じた仕事を開発することにより、より多くの障害者の雇用・就労につながる。また、地域の農家ともつながることにより、地域活性化や地方創生にも資する事例もでてきている。

## 就労継続支援A型事業所の事例

### (事例1)

- 法人内で生産する農産物を基盤に、県内農産物を加工・販売することにより、障害者の働く場を広げ、地域の農業を活性化。地元農家や農協、行政とネットワークを構築し、地域全体で連携して取り組む。
- A型利用者約20人のうち、一部(※)が、地元の野菜や果実からジュースやジャムを製造し、販売する。
- 平成28年度の平均月額賃金：約14万5千円  
※農業以外に自動車部品組立作業も行っている。

### (事例2)

- 就労継続支援A型事業所として、農業と加工作業を組合せて通年の作業を確保。20人の利用者が、主にジャガイモの生産と加工を行い、総菜チェーンや地元の食堂に販売し、安定収益を上げている。A型利用者から支援スタッフへのキャリアアップも実現。
- 地域の高齢者を積極的に雇用し、農業の経験や知恵を伝承。高齢者の生きがい創出にもなっている。
- 平成28年度の平均月額賃金：約10万8千円



# (参考) 経済財政運営と改革の基本方針2018・未来投資戦略2018

【経済財政運営と改革の基本方針2018について（平成30年6月15日閣議決定）（抄）】

## 7. 安全で安心な暮らしの実現

### (4) 暮らしの安全・安心

#### ③共助社会・共生社会づくり

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。

障害者の地域生活への移行や農福連携を含めた就労・社会参加を促進するとともに、発達障害について、社会全体の理解促進、家族支援等に取り組む。

【未来投資戦略2018 — 「Society 5.0」 「データ駆動型社会」 への変革 —（平成30年6月15日）（抄）】

## [4] 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

### 1. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

#### (3)新たに講ずべき具体的施策

##### i)農業改革の加速

#### ①生産現場の強化

##### ア) 経営体の育成・確保

- ・農福連携を推進し、担い手不足が見込まれる農業分野で活躍が期待される高齢者、障害者、生活困窮者等の就農・就労支援を進める。

## Ⅲ 予算事業

# 工賃向上計画支援等事業の概要(平成30年度)

平成29年度予算額 308,843千円	→	平成30年度予算 359,513千円 (地域生活支援促進事業)	差引増▲減額 +50,670千円
------------------------	---	---------------------------------------	---------------------

## 事業目的

就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃向上等を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備及び在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するためのモデル事業等を実施する。

## 事業の実施主体

- 都道府県(基本事業及び特別事業の①及び②)
- 都道府県(社会福祉法人やNPO法人等の民間団体の取組に補助する場合にその費用を負担)(特別事業の③)

### 基本事業(補助率:1/2)

#### ①経営力育成支援

- 事業所の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

#### ②品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

#### ③事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入などに係る研修会を開催

### 特別事業(補助率:10/10)

#### ①共同受注窓口の情報提供体制の構築支援

- 共同受注窓口による事業所が提供する物品等の情報提供体制を確立するための支援を実施

#### ②農福連携による就農促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業技術に係る指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援を実施

### 特別事業(負担割合:国1/2、都道府県1/2)

#### ③在宅就業の支援体制の構築(モデル事業)

- 在宅障害者に対する仕事の発注の開拓、企業から発注される仕事とのマッチング等のICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業に対して補助する場合にその費用を負担

# 工賃等向上に向けた全国的支援体制構築モデル事業の概要(推進枠)

平成29年度予算額 0千円	→	平成30年度予算 11,741千円 (保健福祉調査委託費)	差引増▲減額 +11,741千円
------------------	---	-------------------------------------	---------------------

## 事業目的

都道府県域を超えた工賃倍増等へ取組実績がある法人が、全国の工賃等向上の事例を収集し整理するとともに、全国展開を図るために、こうした事例を用いた経営改善支援を工賃向上計画支援等事業の基本事業とも連携して実施することで、工賃等の一層の向上を目指す就労継続支援事業所を全国レベルで支援する事業をモデル的に実施する。

## 実施主体

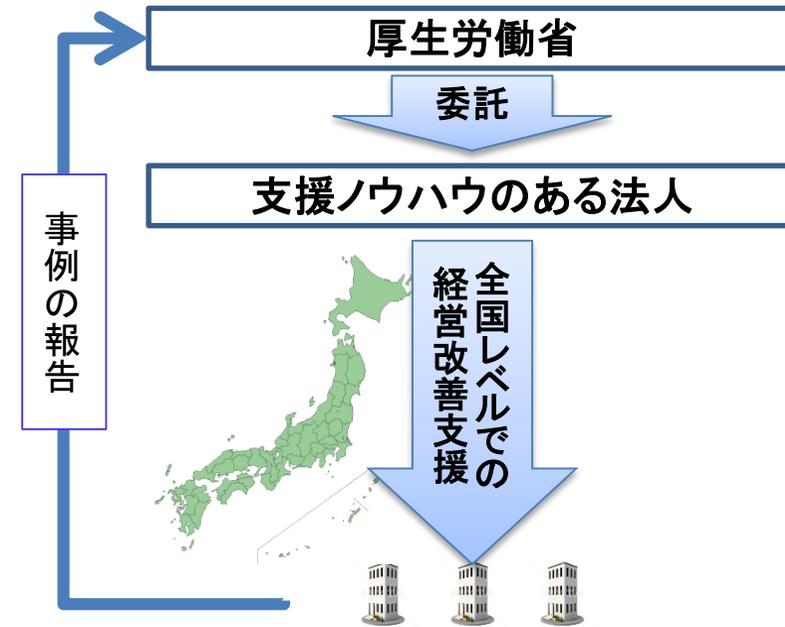
○社会福祉法人、NPO法人、民法法人等

## 事業内容

全国レベルでの工賃等の一層の向上を目指すため、以下の事業を実施する。

- ① 受託法人として支援を実施した結果、工賃倍増等につながっている事例の整理
- ② 事例について、全国レベルでの周知・展開
- ③ 工賃向上計画支援等事業の基本事業とも連携した全国レベルでの経営改善等支援の実施
- ④ 経営改善等支援を実施した結果、工賃倍増等につながった事例の国への報告

## <事業のスキーム>



## IV 平成30年度報酬改定概要

# 障害福祉サービス等報酬改定検討チームについて

障害福祉サービス等に係る報酬について、平成30年度報酬改定に向けて、客観性・透明性の向上を図りつつ検討を行うため、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」を設置し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、公開の場で検討を行った。

厚生労働省

主査

厚生労働大臣政務官

副主査

障害保健福祉部長

構成員

- ・企画課長
- ・障害福祉課長
- ・精神・障害保健課長
- ・障害児・発達障害者支援室長兼地域生活支援推進室長

検討過程の客観性・透明性の担保のために参画

アドバイザー

- |        |                      |
|--------|----------------------|
| 井出 健二郎 | 和光大学教授               |
| 岩崎 香   | 早稲田大学人間科学学術院准教授      |
| 上條 浩   | 横浜市健康福祉局障害福祉部障害支援課長  |
| 千把 幸夫  | 杉戸町福祉課長              |
| 野沢 和弘  | 毎日新聞論説委員             |
| 平野 方紹  | 立教大学教授               |
| 二神 枝保  | 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授 |
- (敬称略、50音順)

※ 主査が必要と認める時は、関係者から意見を聞くことができる。

## 【検討項目】

- (1) 各サービスの報酬のあり方について
- (2) 改正障害者総合支援法に係る対応等(新設サービス(自立生活援助、就労定着支援等)の報酬 等)
- (3) その他

## 【開催実績】

- |                      |                     |                              |
|----------------------|---------------------|------------------------------|
| 第1回：平成29年 5月31日(水)   | 第 8回：平成29年 9月 6日(水) | 第15回：平成29年11月27日(月)          |
| * 第2回：平成29年 6月29日(木) | 第 9回：平成29年 9月13日(水) | 第16回：平成29年12月 7日(木)          |
| * 第3回：平成29年 7月 7日(金) | 第10回：平成29年 9月22日(金) | 平成29年12月18日：予算編成過程において改定率セット |
| * 第4回：平成29年 7月13日(木) | 第11回：平成29年10月 6日(金) | 第17回：平成30年 2月 5日(月)          |
| * 第5回：平成29年 7月21日(金) | 第12回：平成29年10月18日(水) | 平成30年 2月 5日：改定の概要とりまとめ       |
| * 第6回：平成29年 7月31日(月) | 第13回：平成29年10月31日(火) |                              |
| 第7回：平成29年 8月25日(金)   | 第14回：平成29年11月10日(金) |                              |

\* 関係団体ヒアリング

# 平成29年障害福祉サービス等経営実態調査結果について

サービスの種類	H26実調	H29実調	対25年度 増 減	サービスの種類	H26実調	H29実調	対25年度 増 減
	25年度決算	28年度決算			25年度決算	28年度決算	
訪問系サービス				相談系サービス			
居宅介護	9.4%	5.9%	-3.5%	計画相談支援	2.4%	1.0%	-1.4%
重度訪問介護	12.8%	7.9%	-4.9%	地域移行支援	2.2%	4.2%	2.0%
同行援護	9.5%	5.3%	-4.2%	地域定着支援	1.0%	1.7%	0.7%
行動援護	12.1%	6.5%	-5.6%	障害児相談支援	3.3%	-0.5%	-3.8%
日中活動系サービス				障害児入所サービス			
短期入所	8.7%	3.8%	-4.9%	福祉型障害児入所施設	9.7%	0.0%	-9.7%
療養介護	12.9%	3.3%	-9.6%	医療型障害児入所施設	4.4%	2.2%	-2.2%
生活介護	13.4%	5.3%	-8.1%	障害児通所サービス			
施設系・居住系サービス				児童発達支援	4.7%	4.8%	0.1%
施設入所支援	4.6%	4.8%	0.2%	医療型児童発達支援 ※	1.1%	0.0%	-1.1%
共同生活援助(介護サービス包括型)	6.5%	9.2%	2.7%	放課後等デイサービス	14.5%	10.9%	-3.6%
共同生活援助(外部サービス利用型)	3.2%	6.8%	3.6%	保育所等訪問支援	0.9%	0.4%	-0.5%
訓練系・就労系サービス				全サービス平均			
自立訓練(機能訓練) ※	5.6%	2.1%	-3.5%	障害者サービス	9.7%	6.2%	-3.5%
自立訓練(生活訓練)	9.6%	9.2%	-0.4%	障害児サービス	9.1%	4.6%	-4.5%
就労移行支援	16.8%	9.5%	-7.3%	<b>全体(有効回答率:51.6%)</b>	<b>9.6%</b>	<b>5.9%</b>	<b>-3.7%</b>
<b>就労継続支援A型</b>	<b>9.4%</b>	<b>14.2%</b>	<b>4.8%</b>	※ 参考 平成26年経営実態調査における全体の有効回答率:33.2%			
就労継続支援B型	10.1%	12.8%	2.7%				

収支差率=(障害福祉サービス等の収益額 - 障害福祉サービス等の費用額) / 障害福祉サービス等の収益額

注1:サービスの種類に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため参考数値として公表している。

注2:共同生活援助(介護サービス包括型)と共同生活援助(外部サービス利用型)の平成25年度決算の収支差率については、グループホーム一元化前の共同生活介護と共同生活援助の数値である。

注3:重度障害者等包括支援については、有効回答数が極めて少ないため公表の対象外としている。

# 近年の障害福祉サービス等の経緯

平成15年度	○支援費制度の施行（利用者がサービスを選択できる仕組み）	
平成18年度	○障害者自立支援法施行（3障害共通のサービス、地域生活、就労を支援）	
平成21年報酬改定	○良質な人材の確保（人材確保に積極的に取り組む事業所の評価（特定事業所加算等の創設）） ○事業者の経営基盤の安定（児童デイなど収支差率がマイナスの事業について基本報酬単価の見直し） ○サービスの質の向上（医療機関との連携による看護の提供、重複障害など障害特性への配慮） ○新体系への移行促進	改定率 5.1%
平成24年報酬改定	○福祉・介護職員の処遇改善の確保（基金事業から処遇改善加算の創設） ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ・夜間支援の強化、家族のレスパイトのためのサービスの拡充等 ・相談支援や障害児支援について適切な報酬設定（H24.4施行分）	2.0%
平成24年4月	○障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法施行（相談支援の充実、障害児支援の強化 等）	
平成25年4月	○障害者総合支援法施行（地域社会における共生の実現、難病等をサービスの対象に）	
平成26年報酬改定	○消費税対応（基本報酬+加算）	0.69%
平成27年報酬改定	○福祉・介護職員の処遇改善（処遇改善加算の更なる上乗せ評価を行うための新たな区分を創設） ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ・施設・病院からの地域移行支援、計画相談支援、生活の場としてのグループホーム等の充実 等	0%
平成28年5月	○障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正法成立 ・自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・障害者の高齢化・重度化への対応 等	
平成29年報酬改定	○福祉・介護職員の処遇改善（処遇改善加算の更なる上乗せ評価を行うための新たな区分を創設）	1.09%
平成30年報酬改定	○障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援 ・日中サービス支援型グループホームの創設による重度化・高齢化への対応 ・福祉型強化強化短期入所の創設による医療的ケアの提供 ○医療的ケア児への対応等 ・医療的ケア児者に対する支援のための看護職員の配置を評価 ・障害児の状態像やサービス提供時間等に応じた基本報酬の設定 ○精神障害者の地域移行の推進 <b>○就労系サービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進</b> <b>・職場定着率や労働時間、工賃実績に応じた基本報酬の設定</b> ○障害福祉サービスの持続可能性の確保	0.47%
平成30年4月	改正障害者総合支援法施行・報酬改定	

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

## 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの**新たな類型を創設**
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「自立生活援助」の報酬を設定**
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

## 医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、**看護職員の配置を評価する加算を創設**
2. 障害児の通所サービスについて、**利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価**を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定**

## 精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、**グループホームでの受入れに係る加算を創設**
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

## 就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進

1. **一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする**
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「就労定着支援」の報酬を設定**

## 障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

# 就労系サービスにおける賃金・工賃・職場定着の向上

- 障害者とその適性に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現することができるよう、一般就労への定着実績や工賃実績等に応じた報酬体系とし、工賃・賃金向上や一般就労への移行を更に促進させる。

## 就労移行支援

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、就職後6か月以上定着した割合に応じた報酬設定とする。
- 定着率が高いほど、利用者の地域生活の継続に資することや、支援コストがかかると考えられるため高い報酬設定とし、メリハリをつける。

※ このほか、福祉専門職員に作業療法士の追加等の改定を実施。



<定員20人以下>

改定前	改定後	
基本報酬	就職後6か月以上定着率	基本報酬
804単位	5割以上	1,089単位
	4割以上5割未満	935単位
	3割以上4割未満	807単位
	2割以上3割未満	686単位
	1割以上2割未満	564単位
	0割超1割未満	524単位
	0	500単位

## 就労継続支援A型

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、1日の平均労働時間に応じた報酬設定とする。
- 労働時間が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため高い報酬設定とし、メリハリをつける。

- 平均収支差率+14.2%
- 1日の労働時間は、4時間以上5時間未満が最多



<定員20人以下、人員配置7.5:1>

改定前	改定後	
基本報酬	1日の平均労働時間	基本報酬
584単位	7時間以上	615単位
	6時間以上7時間未満	603単位
	5時間以上6時間未満	594単位
	4時間以上5時間未満	586単位
	3時間以上4時間未満	498単位
	2時間以上3時間未満	410単位
	2時間未満	322単位

## 就労継続支援B型

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、平均工賃月額に応じた報酬設定とする。
- 工賃が高いほど、自立した地域生活につながることや、生産活動の支援に労力を要すると考えられることから、高い報酬設定とし、メリハリをつける。

- 平均収支差率+12.8%
- 平均工賃15,033円/月
- 中央値12,238円/月



<定員20人以下、人員配置7.5:1>

改定前	改定後	
基本報酬	平均工賃月額	基本報酬
584単位	4.5万円以上	645単位
	3万円以上4.5万円未満	621単位
	2.5万円以上3万円未満	609単位
	2万円以上2.5万円未満	597単位
	1万円以上2万円未満	586単位
	5千円以上1万円未満	571単位
	5千円未満	562単位

# 就労継続支援 A 型の報酬改定概要

## 就労継続支援A型（収支差率：14.2%）

### 【基本報酬】

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、雇用契約締結者の1日の平均労働時間に応じた報酬設定とする。
  - ※ 労働時間が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため高い報酬設定とし、メリハリをつける。
  - ※ 1日の平均労働時間の算出に当たり、サービス利用開始時には予見できなかった事由により短時間労働となった場合について、算出から除外する。
- 短時間利用減算を廃止する。
- 事業所開設後1年を経過していない事業所は、現行以下の水準（定員20人以下の場合498単位）を算定する。ただし、新規事業所については開設後6月後の実績による基本報酬区分の変更を認める。

### 【加算】

- 賃金向上のための計画を作成し、利用者のキャリアアップ（職務経験、職業訓練又は教育訓練の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られることをいう。の仕組みを導入した上で、賃金向上達成指導員を常勤換算方法で1以上配置している場合の加算を新設する。  
<利用定員に応じ70単位～15単位/日>
  - 就労移行支援体制加算を見直し、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じて評価することとする。  
 <26単位/日→6～42単位/日×移行・定着者数 ※7.5：1の場合>
  - 福祉専門職配置等加算に、公認心理士を加える。<10単位～15単位>
  - 施設外就労について、100分の70要件を廃止し、月2日の評価を施設外就労先で実施することを可能とする。<100単位/日>
  - 在宅利用時に、生活支援を事業所負担により提供した場合の加算を新設<300単位/日>
  - 医療観察法対象者や刑務所出所者等に対し、精神保健福祉士等の配置や病院等との連携により精神保健福祉士等が支援を実施する場合の加算を新設<480単位/日>

<定員20人以下、人員配置7.5：1>

改定前	改定後	
基本報酬	1日の平均労働時間	基本報酬
584単位	7時間以上	615単位
	6時間以上7時間未満	603単位
	5時間以上6時間未満	594単位
	4時間以上5時間未満	586単位
	3時間以上4時間未満	498単位
	2時間以上3時間未満	410単位
	2時間未満	322単位

### 【その他】

- 65歳未満とする年齢制限を緩和し、65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日においても就労移行支援の支給決定を受けていた者は引き続き利用することを可能とする。
- 在宅利用で離島等に居住している利用者の場合、週1回の評価等は電話・PC等のICT機器を活用することを、月1回の評価等は事業所職員の訪問により実施することを認める。（就労系共通）
- 金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を禁止する。（指定基準の解釈通知での対応）

### 【今後の検討課題】

- 就労継続支援 A 型の送迎加算の在り方
- 就労継続支援 A 型の最低賃金減額特例への対応

# V 優先調達推進法における調達実績等

# 障害者就労施設等からの調達実績

(平成25年度(法施行後)から平成28年度)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		増減 (27' → 28')	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
各府省庁	2,628	5.6億円	4,491	6.38億円	4,878	6.44億円	5,769	8.17億円	891	1.73億円
独立行政法人等	3,062	6.9億円	4,474	8.24億円	5,052	9.96億円	5,819	10.4億円	767	0.44億円
都道府県	14,596	21.4億円	18,368	25.91億円	21,537	26.71億円	23,640	25.16億円	2,103	▲1.55億円
市町村	43,481	86.6億円	57,974	106.05億円	68,613	110.57億円	79,861	123.85億円	11,248	13.28億円
地方独立行政法人	1,150	2.5億円	3,751	4.67億円	2,783	3.55億円	2,001	3.57億円	▲782	0.02億円
合計	64,917	123.0億円	89,058	151.25億円	102,863	157.23億円	117,090	171.15億円	14,227	13.92億円

# 障害者優先調達推進法に基づく調達を一層促進するための取組

厚生労働省では、障害者優先調達推進法に基づく調達を一層促進するため、以下を実施している。

- 厚生労働省ホームページにおいて以下を周知
  - 各省庁の取組事例（平成26年度から実施）
  - 障害者就労施設等での物品及び役務の提供例（平成26年度から実施）
  - 都道府県、市町村における取組事例（平成28年度から実施）
  - 調達方針の未作成市町村名の公表（平成28年度から実施）
  - **市町村ごとの調達実績額の公表**（平成30年度（平成29年度分）から実施予定）※
    - ※ 各省庁、都道府県ごとの調達実績額は平成26年度（平成25年度分）から実施済
- 各省庁に対し、次官連絡会議（平成29年4月7日）において、改めて障害者優先調達推進法に基づく優先調達を依頼
- 地方公共団体に対し、毎年3月に開催する全国課長会議において障害者優先調達推進法の趣旨を改めて徹底するとともに、積極的に障害者就労施設等から調達していただくよう依頼

平成29年4月、改めて各省庁、地方公共団体に対して障害者就労施設等の情報を提供するとともに各省庁・地方公共団体の取組事例を周知するとともに、積極的に調達していただくよう依頼